

A Study on Domain Duties in the Founder Masamune's Reign (Ⅱ) :  
Focusing on Confiscating Fiefs of Vassals and on Jikatachigyo.

HOTTA Yukiyoshi

要 旨

18世紀半ば、宝暦初年の頃、仙台藩6代藩主伊達宗村をして蔵米制への移行を不可能だと思わしめた「自分下中」による「手作」の広汎な広がり、如何なる歴史的事情によってもたらされたものなのか。通説的理解では、天正19年(1591)の国替えによって藩祖政宗が多くの所領を失い、それが家臣知行地の削減に繋がり、膨大な数の家臣たちを抱える政宗は、彼らに対して減知の補填を行い、かつ、荒蕪地を多く含む新領地の開拓を推し進めるために荒れ地や野谷地を与え、これを家臣たちが自らの家中(陪臣)に下し与え耕作開発せしめたことから、かくも広汎な「下中手作」をみるに至ったとされている。

本論文は、大筋ではこの流れを認めつつも、これまでの通説に一定の修正を加えんとするものである。家臣知行地の削減が天正の国替え以後も何度も実施されていること、荒れ地や野谷地の付与政策は、初めから家臣知行地の補填、ないし、家臣救済策として実施されたものではなかったが、その政策的意図が時代の推移とともに変化し、通説がいうような家臣知行地の補填や救済策としての意味合いが強くなっていくものの、実際には、新田開発に乗り出さなかった者たちも多かったことについて明らかにしている。なお、紙幅の関係で内容を上・下に分けてあり、本稿はその後半部分にあたるが、予定していた論文の構成を一部変更したことを予めお断りしておく。

**Key words** : 仙台藩、知行地、地方知行、切米扶持方、新田開発

(令和2年9月30日受理)

# 藩祖政宗期の仙台藩政に関する一考察(下)

—家臣知行地の削減と地方知行を中心に—

\* 堀 田 幸 義

## 【目次】

はじめに

- 一、通説を見直す
- 二、容赦なき削減
- 三、「不断在京」の影響
- 四、政宗の書状

(以上は前巻、以下は今巻)

- 五、扶持方問題の解決から領内開発へ
- 六、元和検地の様子
- 七、小禄の藩士を生む遠因
- 八、再び通説を見直す
- 九、新田開発と禄高の伸び  
おわりに

(以下、前巻の続き)

## 五、扶持方問題の解決から領内開発へ

実は、扶持方問題が議論されていた慶長一〇年(一六〇五)よりも前の時点で、荒れ地を知行として与えた例を確認することができる。<sup>48</sup> すなわち、伊達政宗が伏見に滞在していた頃(文禄四(一五九五)八月～慶長五年(一六〇〇)六月)、「岩城譜代」の浪人であった新妻弾正が新たに召し抱えら

れており、「柴田郡之内村田」において「御知行式拾貫文久荒地」を下賜されている。前節で紹介した「書状」(史料二)や「消息」(史料三)にあるような、切米扶持方に換えて荒れ地を与えた事例ではないものの、荒れ地を有効活用しようとした例であり、注目に値しよう。ただし、弾正が「浪人にて取立可申様無御座由」を申し上げたことから、仙台藩は、慶長九年一月一日に「伊沢之内下河原村」において「御知行式貫百拾壹文之所」を「御扶持方分」として与えている。恐らく荒れ地を「取立」てるには相応の労働力や資金などが必要だったと思われ、浪人である弾正にとっては無理があったということであろう。

彼の言葉からわかるように、浪人たちを召し抱えるに際しては、最初から荒れ地や野谷地だけを知行として与えても整備や開墾ができずに終わってしまったため、まずは、切米(現金)や扶持方(現米)を与えるか、荒れ地ではない土地を与えるしかなかったのではないかと推察される。したがって、弾正のような他大名家の旧臣を多く召し抱えていくことになる政宗が「月く(<sup>実際</sup>)にさいけんなきふちかた」に頭を悩ませるようになるのは、当然といえば当然なのかもしれない。

では、ここで、慶長検地以降の知行宛行について、その実例をみておこう。

上遠野主殿は父尾張が慶長一二年(一六〇七)に与えられた「御扶持方五拾人分」を慶長一三年に「御知行拾五貫七百文」に直され、「御家中知行割」の「総奉行」を務めた「鈴木和泉」を以て下賜されており、政宗の指示通り「ふちかた」を「知行にて」(<sup>扶持方</sup>)与えた具体例をみるることができる。<sup>49</sup>

\* 社会科教育講座

また、もともと「葛西一家」であった黒沢豊前は、葛西氏の滅亡後、上杉景勝に仕えることとなり、慶長五年（一六〇〇）の関ヶ原合戦を前に東北の地で起こった上杉氏と伊達氏との戦に際しては、甘糟備後とともに白石城に籠城し伊達勢を迎え撃っている。兼ねてより「豊前武勇之者に御座候由」を知る政宗は、白石城を陥落させた直後の慶長五年七月に屋代勘解由を以て豊前を召し出し「御知行五貫文」を与え、彼を召し抱えることになる。その後、上杉との戦いは同年九月まで続くことになるが、戦で武功を挙げた黒沢豊前は何度も褒美を頂戴したといひ、慶長一四年（一六〇九）には「御加増」として「胆沢郡荒地之所四拾五貫文」を下賜されている。<sup>50</sup>知行を増加するに際しても荒地地を与えたのである。

慶長一四年（一六〇九）一〇月九日には、「上納」（既存農地）に「荒地」（荒地）を加えた山岡内記宛の伊達政宗領知黒印状が出されているが、これは内記が召し出された際の宛行状であり、新規の召し抱えに際しても荒地地を含む土地を与えたことがわかる。<sup>51</sup>前述した新妻弾正の場合とは異なって荒地のみの下賜ではなく、また、山岡内記は「伊達三河守殿御母儀之弟」だったというから、問題にならなかったであろう。

大坂の陣後（元和元年（一六一五）四月以降）に「御勘定方御用」を務めていた大重肥後は、「御國中久荒御新田御用」を仰せ付けられたというが、<sup>52</sup>「御知行被下置御帳」によれば藩士たちが「久荒新田」や「久荒地」を拝領し開発する事例がみられるので、<sup>53</sup>彼は領内全域にみられる荒地地の下賜と開発の許可を与える業務に関わっていたものと思われる。各地の荒地地については、すでに慶長検地で把握済みであるので、そうした荒地地を誰にどれほど与えるのか専門の担当者を立てて組織的に行っていた様子がかがえる。

ただし、元和年間（一六一五～二四）以降になると、荒地地だけではなく野谷地を与える政宗の領知黒印状が発給されており、寛永九年（一六三三）には「谷地奉行」がすでに置かれていたことがわかる。<sup>54</sup>榎山和民氏によれば、給人による耕地開発の始期は元和年間に求められるといひ、氏は、「これは北上川の改修工事等を通して藩が積極的に開発政策を進める時期とも符合する」ことを指摘している。<sup>55</sup>

前節で詳述した政宗の書状二点には「野谷地」という文言は出てこないが、

諸史料を探っていると、むしろ荒地地ではなく野谷地を含んだ知行宛行を行っている事例が目立っており、もはや扶持方問題の解決策としてだけでなく、榎山氏もいうように、領内開発のためという意味合いが強くなっている。その証拠に、切米扶持方を収公する代わりに荒地地や野谷地を与え高結びさせるという事例だけではなく、もともと知行取の家臣である人物に対しても荒地地や野谷地を与え開発させる例がみられるようになり、それぞれ、次のような具体例を挙げることができる。

『伊達家文書』には元和九年二月一六日付で「広田彦左衛門尉」に宛てて出された政宗領知黒印状が収録されている。それは、荒地地だけではなく野谷地も加えた土地を与える形式、すなわち、「久荒」二箇所と「野谷地」二箇所の合計「貳拾貳百貳十二文之所」を下賜するもので、五年間の開発期間（「五年（荒野）かうや」）が明けた後に検地すべき旨が記されており、<sup>56</sup>これは先の山岡内記宛の宛行状には記されていない点である。既存農地が荒廃してできる荒地地とは異なり、未開拓地である野谷地はいちからの開発になるため開墾する期間が必要なのである。

宛名の「広田彦左衛門尉」は「御知行被下置御帳」のなかでは「広田彦左衛門」と表記されており、同史料によれば、彼は藩祖政宗期に「御歩小性」として召し出され「御切米貳両御扶持方四人分」を与えられ、「大坂御陣」にも御供している。そして、「御帰陣以後」に「仰立を以て」御知行貳十貫文を与えられ、「御歩小性組」については「御免被成下」れ、「組付之御切米御扶持方」も召し上げられたという。<sup>57</sup>すなわち、組士として「御切米貳両御扶持方四人分」を与えられていた「広田彦左衛門」は、大坂の陣以後に組士を免ぜられ切米扶持方を収公された上で二〇貫文の知行地を与えられたわけである。

前節において慶長一〇年（一六〇五）に年代比定した伊達政宗の書状（史料二）には、「たとへはふちかた十人とり候ものハ、一年に付而十八（石）に候、此（雑作）さうさ大かた一貫八百文計にあたり候」とあり、扶持高と石高・貫高の大凡の換算値について知ることができているが、残念ながら、切米・扶持高を知行高に直す際の「直高」について一七世紀前半時点での様子をばつきりとは突き止められておらず、彦左衛門の禄高がどれほど伸びたのか当時の換

算値をもとに正確な値を割り出すことはできなかった。ただし、『御知行被下置御帳』には一七世紀後半の時点で「御切米式両御扶持方四人分」に換えて知行を与えられた具体例をみつめることができ、「御切米式両御扶持方四人分」というのは知行高二貫九四三文に相当していたことがわかる。<sup>58</sup> また、一八〜一九世紀の史料には「直高」について明記したものが散見され、<sup>59</sup> それらの記載をもとに彦左衛門がもともと拝領していた「御切米式両御扶持方四人分」を知行高に直してみると二貫九四四文となる。

したがって、仙台藩では、遅くとも一七世紀後半には一八世紀以降の諸史料にみる「直高」とほぼ同じ割合で切米・扶持高を知行高に直していたことがわかり、その数値をもとに割り出すと、組士として彦左衛門が拝領していた「組付之御切米御扶持方」は三貫文弱の知行高に相当するものであったこともわかる。なお、政宗の領知黒印状では「広田彦左衛門尉」に二〇貫七二二文の土地を与えることになっているが、それは荒地と野谷地ばかりの土地であり、『御知行被下置御帳』がいうように実際に拝領したのが二〇貫文だとすると、荒地地の整備や野谷地の開発が進まず予定の開発高まで達しなかったことが推察される。しかるに、切米扶持方取の頃に比べかなりの禄高の増加であり、この「広田彦左衛門」の事例は、切米扶持方を収公しつつも「かさをとらせ」ることで結果的には禄高が伸びた例といえよう。

また、『御知行被下置御帳』によれば、「葛西浪人」であった「男沢蔵人」は藩祖政宗期に「御切米壹両四人御扶持方」で「御歩小性組」に召し出され、その後、元和二年（一六一六）に「深谷之内前谷地村」に「野谷地十町」が与えられたといい、「開発之地壹貫九百五十八文之所」を元和七年に拝領している。実際に、彼を含む一四名に宛てて「大崎遠田之内」と「ふかやの内」に広がる野谷地合計「式百貫文之所」を「知行」として与える旨を記した元和二年一〇月二七日付の政宗領知黒印状が出されており、「男沢蔵人主」には「拾貫文」が割り当てられている。つまり、蔵人は元和二年に「野谷地十町」を拝領し開発予定高一〇貫文分を知行として宛行われたものの、五年間の開発期間（「五年かうや」<sup>（荒野）</sup>）を終えるまでに彼が開墾できたのはわずか一貫九五八文に過ぎなかったのである。ただし、彼の場合は、知行地を与えられて以降も切米扶持方を保持していたようで、必ずしも「広田彦左衛門」のように「組

付之御切米御扶持方」を失う者ばかりではなかったことがわかる。<sup>60</sup>

「男沢蔵人主」と一緒に黒印状に名前がある「同簡左衛門」（齊藤簡左衛門）は、『御知行被下置御帳』では「勘左衛門」と記されている人物であるが、彼は、蔵人と同じように政宗の時代に召し出され、「御給主御奉公」をしていた知行取であり、その禄高は「御知行壹貫三百文」であった。「勘左衛門」は、「大坂両度之御陣」にも馬上にて御供をし、「御帰陣以後」に給主組を免ぜられ、元和年中に「桃生郡深谷前谷地にて、野谷地十町」を「申請」し、「開発之新田壹貫九百五十六文」を下賜されている。黒印状において彼に割り当てられた知行地は「拾貫文」であるので、やはり「男沢蔵人主」と同様に開発予定高まで開墾できなかったことがわかるが、<sup>61</sup> もともとの知行高と合せて禄高三貫二五六文に増加している。知行取が野谷地の拝領・開発によって自家の禄高を増加させた例である。

以上のように、荒地地ばかりではなく野谷地も与えることよって、「年々何とも〜（<sup>（増）</sup>知行のらちあかず候」（史料二）という現状を打開しつつ、領内開発も行わせたといえよう。さらには、小林清治氏がすでに指摘しているように、<sup>62</sup> 野谷地を下賜するのではなく藩士たちに買い取らせる事例もみられる。「御礼金」<sup>63</sup> を払って入手する野谷地は「御買新田」・「御買野谷地」・「御買新田野谷地」などと呼ばれており、<sup>64</sup> 「久荒御新田御用」の担当者がいたように、「御買新田御用」を担当する者も置かれている。<sup>65</sup> 早い例では、禄高四貫二二三三文の知行取である鈴木三平が慶長一三年（一六〇八）に「御買新田」を申請した例や、禄高二〇貫文の知行取である松坂次郎右衛門が、「御買野谷地」を申請し「自分取立を以開発」した「高五貫式百四拾九文」を慶長一十九年に拝領した事例がみられる。

三平が「御買新田」を申請した慶長一三年といえは「御家中知行割」が実施された年であり、また、仮に開発期間を五年とみれば次郎右衛門が「御買野谷地」を申請したのは慶長一四年頃ということになり、慶長検地終了後の早い段階で、仙台藩が、荒地地を下賜するのではなく、野谷地を、しかも「御礼金」を取って与えていた様子が看取できる。ただし、全体的には、元和・寛永年間（一六一五〜四四）に申請・開発する場合が多かった。<sup>66</sup> 藩の側からすれば、荒地地ばかりではなく、野谷地を与え、いちから開発させた方が

耕地の拡大に繋がるわけで、さらにはこれを「御礼金」をとって買い取らせるのであるから、扶持方問題の解決と領内開発を同時に推し進められる一挙両得を狙った政策と評価できるのではないだろうか。<sup>67</sup>

一方で、伊達家中の側からすれば、荒地よりもさらに厳しい条件で「地かたをもおこ」さねばならず、まして「御礼金」が必要なのだから喜ばしい筈はないが、野谷地開発によって「広田彦左衛門」のように禄高を飛躍的に伸ばせる可能性もあり、開発意欲を駆り立てられたのではないかと思われる。実際に、「元和年中より寛永年中迄」数度にわたって「御買新田」を申請し開発に努めた結果、その禄高を倍以上に伸ばした家もあり、<sup>68</sup>「御礼金」を支払ってでも野谷地を入手せんとする家がほかにも多く存在していたことは、『御知行被下置御帳』に収められている諸家の由緒書をみれば明らかである。

## 六、元和検地の様子

ここで、仙台藩の元和検地について取り上げてみたい。これまでの研究では関連する史料の少なさからその性格や実施範囲など不明な点が多いとされている元和検地であるが、『御知行被下置御帳』から基本的な情報をいくつも得ることができ、この検地によって自家の禄高が減ってしまったという証言が複数の藩士家に伝わっていたことがわかる。以下、これらの点について述べることにする。

まずは、元和検地の実施範囲についてである。この検地の検地帳は、現在、元和五年（一六一九）の磐井郡上折壁村ものと同六年の伊具郡金山村のもの二冊が残るのみであり、検地帳の残存状況からだけでは、部分的な検地なのか領内全域にわたる総検地なのか判断できないが、<sup>69</sup> 諸家の由緒書には、元和検地を指して「惣御検地」「大御検地」と表記している事例をみつけることができる。<sup>70</sup> 荒井九兵衛の由緒書に「元和年中惣御検地被相人候節」云々と、桑原覚左衛門の由緒書に「同四年（元和四年―筆者注）御領内惣御検地之御御検地奉行被仰付、引続御郡扱仕候」と、猪狩弥惣兵衛の由緒書に「元和五年大御検地之時分」云々とあるのが、それである。

元和四年（一六一八）の検地に際して検地奉行を務めた桑原覚左衛門の子

孫が提出した由緒書に「御領内惣御検地之砌」と書かれていること、荒井家や桑原家では元和検地と寛永検地の両方を「惣御検地」と書いていること、『御知行被下置御帳』に収められた由緒書の多くが寛永検地のことを「惣御検地」「大御検地」と表記していること<sup>71</sup> などからみて、元和検地も寛永検地同様に総検地であったが故に「惣御検地」「大御検地」と記されたとみるのが自然である。

後述する上遠野家と片倉家の由緒書によれば、元和五年に胆沢郡の「下伊沢之内小山村」で、同六年には刈田郡の「白石」にて検地が行われており、検地帳が現存していない胆沢郡や刈田郡でも検地が実施されていたことがわかる。また、入生田家の由緒書によれば、元和四年の検地に際して名取郡にあった知行地を召し上げられてしまい、その「替地」を同五年に磐井郡の「東山之内長部村」と黒川郡の「宮床村」に拝領したという。この由緒書の内容は、名取郡・磐井郡・黒川郡にて検地が実施されたと書いているわけではないが、磐井郡上折壁村の検地帳が現存していることから、磐井郡で検地が実施されたことは明らかであり、入生田家の由緒書の内容は、名取郡や黒川郡でも検地が実施されたことを示唆している。<sup>72</sup> ここで注目したいのが『貞山公治家記録』元和四年八月一九日条である。そこには次のような内容が記されている。<sup>73</sup>

伊達政宗の父輝宗の叔父にあたる人物で東昌寺の塔頭であった「一風軒大有和尚」が、書状を以て「東昌寺御寄附領不足ノ由」を訴えてきたことに對して、この日、政宗は「今程所々検地被仰付ノ間、其上ヲ以テ、可然様ニ成シ遣サルヘキノ旨」の返書を和尚に遣わしたのだという。つまり、元和四年八月一九日からみて「今程」にあたる時期に政宗が「所々検地」をすでに命じており、東昌寺に対する寺領宛行の件についても、その検地結果を踏まえて善処するという返事をしているのである。

この返書にある「検地」が元和検地を指すことはすでに指摘されているが、<sup>74</sup> 「所々」という文言と前述した諸家の由緒書にみる「惣御検地」「大御検地」という表現を活かして解釈するならば、元和年間（一六一五―一四）の検地もやはり領内全域を対象とした総検地であった可能性が高いのではないだろうか。もっとも、『仙台市史資料編12（伊達政宗文書3）』に収められ

同日付の「一風軒大有康甫宛書状案」<sup>75</sup>をみると「今程検地申付候間、以上、何とそ能様ニ仕可進候」という文章になっており、政宗が出した書状自体に「所々」という文言は入っていなかった可能性もある。そうだとすれば前述した記事にある「所々」という文言は、『貞山公治家記録』を編んだ四代藩主綱村期の担当者たちが付け加えたものであったことになるが、諸家の由緒書も併せて考えると、総検地であったが故に付け加えたのではないだろうか。

次に、その実施期間である。治家記録および一風軒宛の書状案にある「今程」という文言と、「石母田大膳宗頼」・「茂庭周防守良綱」・「奥山大学常良」・「大条薩摩守実頼」の奉行衆四人から「御検地奉行衆」に宛てた元和四年八月二八日付の黒印状が発給されている事実、<sup>76</sup>そして、前述した桑原家の由緒書に「同四年御領内惣御検地之御御検地奉行被仰付」とあることからみて、元和検地が元和四年八月頃に開始されたことがわかる。<sup>77</sup>

『御知行被下置御帳』にみる元和検地に関する記述も元和四年以降のものばかりであり、具体的には、元和四〇八年（一六一八～二二）に行われたとする由緒書がみられ、<sup>78</sup>検地をやり直した結果、寛永四年（一六二七）に「減目」が確定したとするものもみられるので、<sup>79</sup>元和四年から元和末年頃まで続いたと判断できる。後の二代藩主忠宗期に実施された領内総検地である寛永検地は、寛永一七年（一六四〇）七月から同二〇年九月までの満三年余りをかけて実施されており、<sup>80</sup>検地の実施期間の長さだけをみれば、元和検地が総検地だったとしても不思議ではない。

また、これらの由緒書をみる限り、元和検地によって禄高を減らしてしまったとする家がほとんどであり、「高」を減らしてしまった理由については、検地の際に知行地の一部が「御用地に被召上」てしまい「替地」も与えられなかったこと（荒井家）や、「知行高之内」に「川欠地損」があったために「減目」が生じたこと（石辺家）などが挙げられており、なかでも上遠野家や宮崎家の由緒書には注目すべき記述がみられる。

上遠野市郎左衛門によれば、元和五年（一六一九）に「御検地」が実施された時、同家の「知行所」である胆沢郡の「下伊沢之内小山村」の百姓たちが「御竿つよく」て「迷惑」だと「訴訟申上」げたために、元和七年に「御竿入直り」

が行われることとなり、その結果、上遠野家の禄高一五貫七〇〇文のうち五貫五三二文が減ってしまったのだという。「其替地申請度旨」を何度も願ったにもかかわらず認められなかったといい、藩当局からは減少分の補填もしてもらえず、知行地百姓の訴えを契機に禄高が一〇貫一六八文まで減少してしまったのである。

宮崎七兵衛の由緒書にも同様の記述がみられる。七兵衛によれば、藩祖政宗治世下で大坂の陣の後の時期に「御分領中御検地」が実施された際、「御竿高目に御座候て迷惑に御座候段」を「百姓共」が「訴訟申上候て品々公儀へ申上」げたために検地がやり直されたといい、三三貫五三文の「御知行高」のうち二貫六三九文が「減目」となり、寛永四年（一六二七）に残りの二九貫四一四文が同家の禄高として確定している。検地の実施年について明記されていないものの、大坂の陣後の政宗期ということなので、元和検地を指すことは明らかであり、上遠野家の場合と同じように、「百姓共」の「訴訟」をきっかけに自家の禄高を減らしてしまったことがわかる。

元和検地に関しては、残された検地帳の分析から、第一に、検地の実施基準を一反〓三六〇歩としていること、第二に、田畑を上・中・下の三段階に等級分けしていること、第三に、屋敷を検地対象から除外していること、の三点が明らかとなっており、これらの点は全て文禄検地と一致していると考えられている。ただし、田地一反あたりの貫高が文禄検地の場合よりも高く設定されており、これまでの研究では、「文禄に比して元和には貫文高がひき上げられ、年貢の増徴があったことは明かである」と評価されたり、「この変化は、年貢率の変化を伴うものと考えられるが、詳しい状況は不明である」といわれてきた。<sup>81</sup>本稿でも元和検地の前後で年貢率がどう変化したのか、その実像に迫ることはできないが、「百姓共」の行動から判断するに、元和検地が百姓たちにとって年貢の増徴に繋がるような厳しい検地であったこと、役負担の増加に結びつくような内容であったことがうかがえ、が故に「訴訟」に及んだものといえよう。

『石母田家文書』には、逃散した「大谷村」の百姓たちが役負担の免除を条件に村へ帰るよう藩の奉行衆から命ぜられるも、これに応じようとせず、「縦右之小役一字御免被成、其上二手作之田畠知行二被下候共被帰間敷」き

旨を記した元和七年（一六二二）二月二日付の百姓連署状をみることで、<sup>82</sup>通常の役負担として列挙されている項目のなかには、「一、田畠高拾七貫文ノ所より人足三人ツ、」とある。すなわち、田畑の貫文高はこうした人足役など「小役」の負担にも関係するのであり、検地を行うにあたり田地の貫文高が従来よりも引き上げられた時点で負担が増えることになるのであって、これが「御竿高目に御座候て迷惑」の意味するところなのであろう。

また、百姓たちが「品々公儀へ申上」げ検地のやり直しを認めさせたこと自体、一七世紀前半における仙台藩領内の村々が持っていた政治的力量を考察する上で非常に興味深い事実である。ただし、元和四年四月一八日に伊達政宗が「御領内奥筋御巡見」<sup>83</sup>に出発した直後の同月二四日に七条からなる覚書が出されており、<sup>84</sup>その第一条に「一、今度御国廻二付而、所々百姓以下御訴訟之事候者、無遠慮可申上候事」と、第七条に「一、世上なみの御役上意御そんなきやうに、又、百姓御訴訟申しなも候者是又可申上事」とあること、そして、上遠野家の知行地がある胆沢郡にも政宗が赴いていることを考慮すると、元和五年の訴訟沙汰も、もともとは藩の側が「御訴訟之事」を聞き入れる姿勢を示していたことが関係しているとも考えられる。

なお、この覚書のほかの条文をみてみると、「一、荒地之事いかやうの様子二而荒候哉、其所二よりしなく可申上事」（第二条）、「一、せき・つ、み・川よけ可有之所、以絵図申上事」（第三条）、「一、百姓にけしにぬしなしに罷成候所候、其しなく披露いたし、ぬしを可立置事」（第四条）、「一、一類之おほき百姓ハ、其所二をひてのぬしなき地にしつけ可申候、御役可有御免事」（第五条）、「一、久荒又新田ひろくつ、き候所者披露可申上事」（第六条）と記されており、荒地地が生じた理由の確認、堰や堤・川除がある場所の確認、百姓の逃散によって無主となった土地の確認と代わりの作人を配置すべきこと、家族・親族の多い百姓から無主の土地を耕作する作人を出すべきこと、その際には役負担を免除すること、そして、荒地地や新田の場所の確認、といった事柄について列挙されている。

これらは、検地を行う上で必要となってくる情報を集め、かつ、検地を前に散田地をそのまましておかない措置であったようにも思われ、直接的な繋がりがあるかどうかは不明であるものの、この奥筋への民情視察をきつ

けに同年八月頃に新たな検地（元和検地）が開始されたとするならば、佐々木慶市氏がいうように、<sup>85</sup>この領内巡見は、「政宗の農政において劃期的な意義」を持っていたと評価できよう。

いずれにしても、本稿にとつて、より重要なのは、この元和検地が引き金となって百姓たちによる異議申し立てが起こり、これを認めた藩が検地のやり直しを行い、それが藩士家の禄高減少に繋がったという点である。もっとも、「百姓共」の「訴訟」がどれほどの広がりをもつて展開したものなのか不明であるため、限定的に理解すべきかもしれないが、元和検地に際して知行地百姓の「訴訟」によって禄高を減らした藩士家が複数あったことだけは確かである。

さらには、検地による「減目」が生じたのに、禄高にに応じて賦課される筈の役負担についてはそのままだった家もみられる。石辺安兵衛の家では、「知行高之内川欠地損」があったため、元和八年（一六二二）の検地で禄高一〇貫一五三文のうち四貫三五六文も減ってしまい禄高五貫六五六文になってしまったという。こうして同家は元和検地により禄高の凡そ四三%を失ってしまったにもかかわらず、藩から「右減目之御役」が免除されたのは一六年後の寛永一五年（一六三八）であった。

また、刈田郡の白石を知行地に持つ片倉小十郎の家でも「元和六年之御検地」で「知行検地へり目」が生じてしまったという。同家の場合は「替地」を与えられたが、それは八年後の寛永五年（一六二八）になってからであり、しかも刈田郡から遠く離れた桃生郡の「野谷地式百町」であって、四年間の開発期間（「四年かうや」<sup>（荒野）</sup>）に、いちから開墾せねばならない土地であった。<sup>86</sup>

## 七、小禄の藩士を生む遠因

前節では元和検地によって禄高が減ってしまった事例を紹介してきたが、その理由は区々であり、第三節で述べた「不断在京」の頃のように一斉に削減されたわけではない。ところが、元和八年（一六二二）頃には下級家臣を対象にした一斉削減を行った形跡があるので、紹介しておく。それは、『御

知行被下置御帳』に収められた嶺八兵衛と横田五左衛門の由緒書により知ることができ<sup>87</sup>。

嶺八兵衛によれば、彼の曾祖父は「若宮別当と中山伏」で、「相馬浪人」であったが、相馬において「上野坊」という山伏が彼のことを「相馬殿」に讒言したことにより討たれてしまう。和宮別当には「嫡子佐藤八大院・同弟甚次郎」という二人の息子がいたが、彼ら二人は父の敵を討つべく諸国を巡り、慶長三年（一五九八）九月六日に紀州において上野坊を討ち果たし、念願を叶えている。

その後、伊達家に仕えることを望んで「良覚院」を頼り、良覚院から二人が父の敵を討つたことを知った政宗がそれを「手柄に被思食」て兩人ともに召し出されている。「御扶持方」を拝領して奉公し始めた兄弟は、慶長五年（一六〇〇）の「白石御陣」にも従軍しており、その働きが認められ「永沼丹後与力」を仰せつけられており、兄八大院は苗字まで拝領し「嶺八兵衛」と改名している。そして、扶持方を知行に直され三貫九三〇文の知行地を与えられたが、「御知行拾貫文以下之者何も三ヶ二宛被召上」てしまい、八兵衛も二貫六二〇文を失い、禄高を一貫三一〇文にまで減らさしてしまうのであった。なかには「段々被返下候者」もいたが、八兵衛は「無間も元和八年に病死仕候故」に「本知之願」も出さず仕舞いになってしまったのだという。

また、横田五左衛門の「親横田五左衛門」はもともと「会津之者」で、伊達政宗によって召し出されている。「五左衛門」には慶長一三年（一六〇八）一〇月一二日に知行六貫六二七文が与えられており、「奥山出羽・鈴木和泉兩人名付」にて「御下書」が発給されていることから、前述した慶長一三年の「御家中知行割」の際に六貫六〇〇文余りが宛行われたことがわかる。

ところが、この「親横田五左衛門」が元和八年（一六二二）一二月一六日に病死してしまい、当時八歳であった横田五左衛門本人が無事に家督相続を認められたものの、「其以後」に「拾貫文より下之衆三箇二被召上候並」に禄高を削減され、横田家の禄高も二貫二〇〇文となってしまった。減知処分を受けた藩士たちは「何も本高に被返下度由」を記した「御訴訟書物」を提出し、もとの禄高に戻された者もいたが、横田家では父の跡を継いだ五左衛門が幼少だったために「連判載不申」ということになり、結局、減らされたままになっ

てしまったのだという。横田家の由緒書に「連判載不申」とあるところを見ると、藩士たちから出された「御訴訟書物」とは、多くの藩士たちが名を連ねた連判状だったこともわかる。

これら両家の証言は、禄高の「召上」が行われた時期や対象者、「召上」の割合、そして、その後の経緯が酷似しており、同じ出来事を指していると考えられる。どちらも藩命が出された年月日について明記していないものの、由緒書の内容を比較すれば自ずと時期は決まってくる。すなわち、「嶺八兵衛」が死去したのは元和八年のことで、それは禄高の削減令が出された直後（「無間も」）であったこと、そして、「横田五左衛門」が死去したのは元和八年一二月一六日であり、息子の五左衛門が家督相続を許された後に削減令が出されていること、以上の点をもとに考えれば、禄高の「召上」についての藩命が出されたのは、元和八年一二月一六日より後で年が明ける前の一二月中の出来事ということになる。

つまり、仙台藩では、元和八年一二月の中旬～下旬に禄高「拾貫文より下之衆」全員を対象とする「御知行」の三分の二の「召上」を行っていたのである。寛永検地以前の貫文高と石高の換算率は八〇文＝一石で、<sup>88</sup>一〇貫文＝一二五石となり、一二五石の三分の二は凡そ八三石、同じく三分の一は凡そ四二石となる。したがって、この削減令は、元和八年当時、禄高一二五石未満であった者たち全員を対象に、それぞれの禄高の三分の二を召し上げるものであり、その結果、対象者各自の禄高は最も多い者であっても四二石に満たない水準にまで引き下げられてしまった計算になる。

これに対して、個人的に嘆願書を出すか連判状に名を連ねるかなどして「本高」に戻すよう藩当局に訴える動きがみられたものの、禄高の三分の二を失ったままとなってしまった者たちもいたのであって、藩士たちからの反発を受け仙台藩が全員の禄高を一斉に「本高」に戻したわけではない。個々別々に対処したのであった。

こうした事実を、仙台藩伊達家の家臣の大多数が小禄の藩士であり、禄高一〇〇石未満の者が非常に多かったという事実とも符合している。筆者は、前稿において、寛文一〇年（一六七〇）と文化一〇年（一八一三）の「平士以上」の禄高分布を示す二つの表を掲載している。<sup>89</sup>ここでは便宜的に表1・表2

表2 「平士以上」の禄高分布(文化10年(1813))

禄高	人数	割合①	割合②
10,000石以上	8	0.24%	35.5% (1,207人)
1,000石以上10,000石未満	69	2.03%	
500石以上1,000石未満	123	3.62%	
300石以上500石未満	256	7.53%	
200石以上300石未満	167	4.91%	
100石以上200石未満	584	17.18%	64.5% (2,193人)
50石以上100石未満	775	22.79%	
30石以上50石未満	826	24.29%	
30石未満	592	17.41%	
合計	3,400	100%	100%

※拙著「仙台藩の武士身分に関する基礎的研究」7頁より転載。

表1 「平士以上」の禄高分布(寛文10年(1670))

禄高	人数	割合①	割合②
10,000石以上	10	0.36%	36.3% (995人)
1,000石以上10,000石未満	60	2.19%	
500石以上1,000石未満	110	4.01%	
300石以上500石未満	276	10.07%	
200石以上300石未満	173	6.31%	
100石以上200石未満	366	13.35%	63.7% (1,747人)
50石以上100石未満	549	20.02%	
30石以上50石未満	552	20.13%	
30石未満	646	23.56%	
合計	2,742	100%	100%

※拙著「仙台藩の武士身分に関する基礎的研究」7頁より転載。

として再掲載したので、ご覧いただきたい。なお、これらの表は、切米扶持方についても石高に直した上で「平士以上」全体の禄高分布を示したものである。表をみれば明らかかなように、家格平士以上の藩士であっても、禄高が百石を超えるのは凡そ三六%に過ぎず、凡そ六四%が百石未満の者たちだったことがわかる。さらにいえば、家格平士以上のうち、寛文一〇年時点で最も割合が高いのは禄高三〇石未満の層であり、一四三年後の文化一〇年の方は若干の底上げがみられるものの、最も割合が高いのは禄高三〇石以上五〇石未満の層である。

鎌田浩氏は、一七世紀後半以降の仙台藩では幕府法よりもはるかに手厚い相続保障がみられることを明らかにしているが、<sup>90</sup> そもそも、同藩は、一六世紀の末から一七世紀前半までにかけて幾度となく家臣知行地の削減や召し上げを行って

おり、「御知行拾貫文以下之者」といった小身の者たちをターゲットに禄高を三分の一に減らす減知命令まで出していたのである。すなわち、前代までに禄高をだいぶ奪い取った上での手厚い相続保障であったといえよう。では、仙台藩が元和八年に「召上」を行った理由は何なのであろうか。かつて、文禄年間に断行された禄高の「借上」は「不断在京」のための莫大な「御物入」を凌ぐために行われたものであったが、今回はどうしてなのか。残念ながら明確な因果関係を証明できるような事実は突き止められていない。ただし、元和八年(一六二二)といえば、仙台藩伊達家の親戚筋にもあたる山形城主最上源五郎義俊が改易処分を遭っており、このことと何らかの関係があるのかもしれない。

山形藩最上家の改易にあたり、同年八月二一日、幕府は仙台藩に対して山形藩領内の「諸城請取」のために「人数三千差遣サルヘキノ旨」を命じている。この幕命を受けて、藩主政宗は、伊達安房成実・伊達安芸定宗の兩人を自らの名代に、鉄砲四〇〇挺を含む大糸兵庫宗頼以下の軍勢三〇〇〇人余りを派遣している。最上氏の居城である山形城の受け取りについては幕府から派遣されてきた本多上野介正純と永井右近大夫直勝がこれにあたり、そのほか山形藩領内の諸城を仙台藩・米沢藩・会津藩・相馬藩・秋田藩など東北諸藩が担当しているが、なかでも仙台藩伊達家が最も多くを担当し、「東根城」・「野辺沢城」・「小国城」・「新城」・「清水城」・「真室城」・「金山城」の七箇所城の受け取りにあたっている。城の受け取りは数日で終わるようなものではなく、家の中一〇〇人を超えて事にあたった大糸宗頼は「在最上五六十日而帰」<sup>91</sup> っている。

つまり、元和八年八月下旬に、仙台藩は、山形藩最上家の改易処分に関連して三〇〇〇人規模の軍勢派遣を幕府から命じられ、実際に派遣しており、城の接収の全てが終了するまでに二ヶ月ほどを要し同年一〇月頃までかかったと考えるならば、各藩士たちが引き連れた陪臣たちの滞在費用も合わせかなりの出費になったのではないかと推察される。したがって、同年一二月に小禄の藩士たちを対象とする禄高の削減命令が出されたのは、この出来事と関連性があるように思われるが、実証はできていない。可能性だけは指摘しておきたい。

## 八、再び通説を見直す

さて、本稿では冒頭部分において田辺希文の「書付」を載せ（史料一）、宝暦初年の頃に仙台藩六代藩主伊達宗村が自家の家臣団について「諸士古来之家柄之者ハ、自分下中沢山ニ有之、皆以手作仕居候」という現状認識を持っていたことを紹介した。筆者は、こうした家臣団の姿が生まれてくる歴史的背景についての大筋は通説の理解通りで良いと考えている。

すなわち、①豊臣秀吉から命ぜられた岩出山への移封によって仙台藩祖伊達政宗が多くの領地を失い、それが家臣の家それぞれの禄高の削減に結びついたこと、②天正の国替えによって石高が減ったにもかかわらず政宗期の仙台藩はその後多くの家臣（直臣）を抱えていたこと、③仙台藩が慶長検地を境にして荒地や野谷地を家臣に下賜する政策を採るようになったこと、④知行地の多くを失った家臣たちが荒地や野谷地の拝領を藩に願い出て新田開発を行ったこと、⑤特に、大身家臣にあっては多くの家中（陪臣）による大規模な開発を行ったことは全て事実であり、こうした流れのなかで領内各地に「自分下中」による「手作」が広がっていったとみることも妥当な見解だと考えている。

ただし、いくつかの点で通説には誤りがあり、修正する必要があるとも思っている。そこで、本稿ですでに明らかにした内容も踏まえながら、今一度、通説を見直してみたい。以下、順番にみていくことにするが、本節では①～③について扱い、④・⑤に関する問題については次節のなかで言及していくことにする。

まずは、①についてである。天正一九年（一五九一）の減・転封により政宗が多くの領地を失ってしまった、これと連動する形で家臣の家でも知行高の大幅な削減を藩から命ぜられたのは事実である。ただし、家臣たちが知行地の多くを失ってしまうきっかけは、この天正の国替えだけではなく、政宗期の仙台藩が文禄・慶長・元和の時代にも幾度となく家臣知行地の削減に動いたことは前節までに詳述した通りである。したがって、家臣知行地の喪失を豊臣政権下で実施された天正の国替えとだけ結びつけて論じることはできない。

次に、②についてだが、伊達政宗が、奥羽仕置で減ぼされた諸大名や国人領主、そして、その遺臣たちを多く召し抱えたことや、慶長五年（一六〇〇）の関ヶ原合戦以後にも家臣団の拡充を図っていることは周知の事実であり、が故に扶持方問題を生じさせてしまうのであったが、彼のこうした姿勢はその晩年に至るまで確認することができる。<sup>92</sup>したがって、②について疑う余地はないが、藩士家における陪臣の召し抱え時期や陪臣数の増加の過程については、必ずしも直臣と軌を一にしていたとは限らず、すでにJ・F・モリス氏が指摘しているように、藩士たち（直臣たち）が新田開発を行ったり藩の軍役規定に対応するために新たに陪臣を召し抱え、その数が増加していった可能性がある。<sup>93</sup>通説が主張するように戦国期からの家中（陪臣）を維持したような仙台藩の大身家臣もいるので、全くの誤りとは言えないものの、天正の国替え以降も戦国期の姿のまま自家の家中を維持し続けた藩士たちが大勢いるという前提で論を展開することには慎重であるべきであろう。

続いて③について。慶長検地以後に仙台藩が荒地や野谷地を家臣たちに宛行うようになったことは事実であるが、まず最初に出てくるのは領内各地に放置されていた荒地を調査するという動きであり、これが慶長検地に繋がっていき、荒地地を含めた知行宛行を行うようになる。その後、元和年間（一六一五―二四）以降になると、荒地地だけではなく野谷地を与える政宗の領知黒印状が発給されるようになり、二代藩主忠宗期の活発な野谷地開発へと結びついていく（後述）。

通説では、この荒地地と野谷地の下賜を一緒に論じているが、そもそも既存農地が荒廃してできる荒地地と未開拓地である野谷地は厳密に言えば別物であり、分けて論じた方が良いのではないだろうか。第五節で紹介した慶長一九年（一六一四）一〇月九日付山岡内記宛の伊達政宗領知黒印状は、「上納」に「荒地」を加えた土地を与える知行宛行状で、「上納」（既存農地）とは異なる土地として「荒地」（荒廃地）を捉えており、同じく第五節で取り上げた元和九年二月一六日付広田彦左衛門尉宛の政宗領知黒印状では「久荒」「野谷地」という表現が出て来ており、<sup>94</sup>荒地地と野谷地を区別している。そして、この両方を区別していたことは「御國中久荒御新田御用」と「谷地奉行」の存在からも裏づけられる。

繰り返すことになるが、最初に出てくる動きは荒れ地の調査・荒れ地の下賜であり、筆者は、通説のように、荒れ地と野谷地の下賜を一緒くたに論じるのではなく、元和年間以降に荒れ地に加え野谷地も与える知行宛行状が発給されるようになるその変化に注目すべきように思う。

第四節にて慶長一〇年に年代比定した政宗の書状(史料二)に「兎角年々に、百姓共も何かと候て、つまり候や、おこし候事ハまれに候て、あれ候事ハ、としまし(年増)のやうにて候間、中々にて、より(望)のそミ(望)に下置、其(年)としよりも、やくをも本やくに仕へきと申ものも候間」云々とあることからわかるように、百姓たちが耕作放棄してしまい荒れ放題になっている土地ではあったが、希望する者に与えて耕作させれば、早速その年から既存農地同様の「本やく」を賦課することができると考える者さえいるような土地が荒れ地なのであり、「五年かうや(荒野)」のような開発期間を設定しなければ検地も出来ないし役負担も命ずることができないのが野谷地ではないのか。

そうだとするならば、元和年間以降に野谷地を含めた知行宛行が多くみられるようになる意味は、未だ農地化されていない土地にまで開発の手を伸ばすよう藩が命じたことと同じであり、当該時期における仙台藩の積極的な開発姿勢をみることが出来る。荒れ地の整備も開発といえれば開発かもしれないが、いちから開墾する必要がある野谷地を与えるようになることの意味は、ずっと大きいのではないだろうか。

また、従来の説では、上述した①～③の歴史的事実を結びつけ、慶長検地以後の荒れ地や野谷地の下賜を、天正の国替えを引き金に禄高の多くを削減された家臣たちに対して知行地の喪失分を補填してやるための政策、彼らを救ってやるための救済策という位置づけをしてきたが、少なくとも藩祖政宗期の仙台藩政を評価するにあたっては、この点も再考の余地がある。

最初に荒れ地の下賜を行うようになるのは、慶長一〇年当時の同藩領内に荒れ放題の耕作放棄地が広がっており、それを利用して「月(際限)にさいけんなきふちかたを、のがれ」るため、すなわち、藩庫から「八木」(米)や「料足」(金銭)を支給する負担を軽減するためであって、それは、主に切米扶持方取(俸禄取)たちにかかる経費を節減し藩財政の逼迫を解決するために考え出されたものである。したがって、この政策の主たる対象は、従来の説が前

提としているような知行地を失った知行取の家臣たちではなく、切米や扶持方を拝領している俸禄取の家臣たちであったということになる。しかもそれは、彼ら俸禄取を救うという観点から出て来た政策でもなく、際限なく必要となってくる俸禄の量を減らし藩財政を成り立たせるために、俸禄取の家臣たちから切米扶持方を取り上げ、彼らをして荒れ地の開発に向かわせるというものであった。

では、当時の仙台藩には何人くらいの俸禄取がいたのであろうか。残念ながら史料の制約があり、その人数を具体的に明らかにすることはできない。ただし、四代藩主綱村期の様子はわかる。前稿でも詳述したように、近世を通じて地方知行制を堅持した仙台藩ではあるが、寛文一〇年(一六七〇)の家臣総数九一一人のうち知行取であったのは三一三五人(「平土以上」一六一八人、「組士層」二三八人、「凡下御扶持人層」一二七九人)であり、<sup>95</sup>これは全体の凡そ三四%余りという計算になる。つまり、同藩の家臣たち全体の約六五%以上が、士分(武士身分)のみに限れば全体の約五五%(表3参照)が、切米扶持方取(俸禄取)であったということであり、仙台藩は知行取よりも俸禄取の人数の方が多い藩だということになる。

数千石や万石以上の知行地を持つ家臣を多く抱える同藩については地方知行制をテーマに考察しがちであり、それはまた、仙台藩の歴史をみる上では必要不可欠な観点ではあるが、小禄の藩士たちも含めた家臣全体の様子を把握するために

表3 仙台藩の武士身分(「平土以上」+「組士層」)の給与形態(寛文10年(1670))

階層	知行取	切米扶持方取	合計
平土以上	1,618 [59.0%] (内、切米扶持方持添79 [2.9%])	1,124 [41.0%]	2,742 [100%]
組士層	238 [17.3%] (内、切米扶持方持添77 [5.6%])	1,141 [82.7%]	1,379 [100%]
合計	1,856 [45.0%] (内、切米扶持方持添156 [3.8%])	2,265 [55.0%]	4,121 [100%]

※「寛文十年侍帳」、「寛文十年御切米御扶持方牒」(仙台市博物館所蔵〈伊達家寄贈文化財 古記録49〉)より作成。

は切米扶持方取の家臣たちの存在を抜きに語ることはできないし、膨大な数に上る彼らの存在があったからこそ政宗は扶持方問題に頭を悩ませたのであろう。

さらにいえば、切米や扶持方は藩士たちに与える世禄や「御加増」としてだけではなく「江戸番他国之御用」を務める者にも支給される<sup>96</sup>など、日常的に必要なようになってくるものであり、そういった意味でも藩にとって扶持方問題は看過できない問題だったのでないかと思われる。実際に、その後の藩主の時代にも俸禄の量を減らすような策が採られている。藩祖政宗は俸禄取の家臣に与える「ふちかた」を「知行にて」与え俸禄の量を抑えたが、彼の息子である二代藩主忠宗の時代には知行と切米扶持方の両方を拝領する藩士たちに対して「持添之御切米御扶持方」を「地形」に切り換えて与えたことを確認でき、同様の政策が三代綱宗と四代綱村の時代にも行われている。<sup>97</sup>

第四節で詳しくみたように、政宗期の仙台藩が家臣たちに対して「ふちかた」の代わりに「知行」を与え始めたのは、あくまで藩財政の逼迫に繋がる俸禄の量を抑えるためであり、小禄の家臣たちも含め伊達家中の領主的性格が強かったが故に俸禄取を知行取化し知行地を与えざるを得なかったというわけではないし、政宗が俸禄取に対して「武士の然るべき姿を具現する措置」を講じるために知行地を与えたというわけでもない。続く忠宗・綱宗・綱村の三代が行った「持添之御切米御扶持方」を「地形」に切り換えるという政策も、この政宗期の政策の延長上に位置づけられる可能性はあるが、経費節減のための策だったのかどうかも含め、その詳細についての説明は今後の課題としたい。

## 九、新田開発と禄高の伸び

慶長一〇年（一六〇五）に始まる荒地地の調査とその後の知行宛行が、もともと、家臣たちに対する知行地の補填や救済策などではなく俸禄取にかかる扶持方問題を解決するために行われたものであったことは、これまでに繰り返し述べた通りである。元和四年（一六一八）に実施された政宗の領内巡見の前後から本格化していく野谷地の下賜と開発についても、たとえ、「齋

藤簡左衛門」のように野谷地の拝領とその開発によって自家の禄高を増加させた家があるとしても、元和検地の様子と併せて考えるならば、藩主権力の側の都合によって行われたと評価するのが妥当ではないだろうか。

かつて、檜山和氏氏は、政宗治世下の新田開発を「第一期新田開発」と呼び、「第一期新田開発は、藩財政の確立を急務として行なわれた為に、給人の持っている家中・足軽層を労働力として利用し、給人の生産力を考慮する事なしに、給人に対する知行安堵として一方的に野谷地を割当て、強制的に開発させたもの」だとし、「きわめて領主的な意図に基づく開発形態をとらしめた」この時期の開発は、「『家格』を所持し、きわめて多くの陪臣層を持つ大身層を中心として大規模な開発が行なわれた」と結論づけている。<sup>98</sup>

この時期に開発を行っているのは大身層だけではないが、大身層が中心であったことは間違いなく、また、氏がいう「第一期新田開発」の性格については筆者も同感である。それは、本稿各所で紹介した禄高を削減された家々のその後をみてみるとはっきりする。

表4は、禄高を削減された一三の藩士家について、減知時点でのその家の禄高がどのように変化していったのかを整理したものである。これを見ると、天正の国替え時や文禄・慶長・元和の時代に禄高を削減された彼ら一三家の間、減知時点から政宗死去の寛永一三年（一六三六）五月二四日までの間に荒地地や野谷地を拝領し開発を行ったのは、国分家と片倉家だけであったことがわかる。

国分家は、文禄の「不断在京」による影響で「伏見へ相詰不申侍は、御知行高之内半分又は三ヶ一何も借上可申由」が申し渡された時に一一貫文まで減らされ、その後、政宗期に拝領した「新田」の「起目」を二代藩主忠宗期に竿入れされ五貫文の開発高を上げている。片倉家は、元和六年（一六一〇）の検地において従来の「白石知行高千三百貫」のなかに「知行検地へり目」が生じてしまい、その替地として「野谷地式百町」を与えられ「自分開発高式百四拾三貫九百八文」を得ており、これは、まさに前節冒頭の⑤で挙げたような、多くの家中を抱える大身家臣によって行われた大規模な野谷地開発といえよう。

ところが、その他の一一家は荒地地や野谷地の拝領もしていないし、開発

表4 禄高の変遷

	減知時点	開発①	寛永検地前	寛永検地後	開発②	寛文10年(1670)	延宝年間(1673-81)
①西大条	11.000	無	11.000	13.500	(有)	17.949 (内、新田4.637)	23.881
②黒沢	2.500	無	2.500 (別途八人扶持を拝領)	3.026	(有)	20.885 (内、新田5.989)	20.885
③国分	11.000	(有)	16.000	0	無	記載なし	2.000
④菊地	6.024	無	6.024	7.924	無	8.824 (内、新田なし)	8.824
⑤塩松	3.000	無	3.000	3.623	(有)	3.803 (内、新田0.18)	4.690
⑥十二村	7.025	無	7.025	8.500	無	8.500 (内、新田なし)	8.500
⑦上遠野	10.168	無	10.168	12.200	(有)	13.646 (内、新田1.446)	13.646
⑧宮崎	29.414	無	29.414	35.300	(有)	37.392 (内、新田2.046)	37.392
⑨荒井	50.000	無	50.000	60.100	(有)	60.100 (内、新田なし)	64.776
⑩石辺	5.656	無	5.656	6.800	無	6.800 (内、新田なし)	6.800
⑪片倉	1,300.000未満	(有)	1,355.992	1,601.352	(有)	1,735.723 (内、新田77.482)	1,735.723
⑫横田	2.200	無	2.200	3.515	(有)	5.027 (内、新田1.512)	5.027
⑬嶺	1.310	無	1.310	1.562	無	1.562 (内、新田なし)	1.562

※『寛文十年侍帳』、『御知行被下置御帳』、『伊達世臣家譜』巻7-185頁(国分家)より作成。なお、単位は貫文、「開発①」は慶長10年(1605)以後の藩祖政宗期(～寛永13年(1636)5月24日)における開発の有無、「開発②」はその後の開発の有無。

も行っていない。つまり、政宗期の仙台藩は、「惣侍」や「拾貫文より下之衆」を対象とする禄高の一斉削減まで行っているにもかかわらず、荒地や野谷地の下賜は藩士家を網羅するような形では行っていないのであって、少なくともこの時期については、知行地の喪失分を新田開発によって補うことができた家、それによって救われた家は限定的である。したがって、こうした藩の政策を家臣知行地の喪失分の補填のための政策、家臣たちへの救済策と位置づけることはできない。

では、寛永検地以後はどうであろうか。表4をみれば容易に理解できようが、寛永二〇年(一六四三)に「不届」があり「進退」を没収されてしまう国分家<sup>99</sup>を除く一一家のうち八家が寛永検地後に新田開発を行っており、明らかに前代までとは様相を異にしている。寛永検地では、藩が耕地面積算出の基準を改め、元和検地までの一反 $\parallel$ 三六〇歩を一反 $\parallel$ 三〇〇歩としたことから、実際の面積に変更がない場合には貫高表示が二割増え、<sup>100</sup>彼らの禄高もこの「二割増え」を拝領することが増えることになるが、それは、形式上増えたに過ぎず、実質は年貢などの税負担が大きくなっただけである。そのため新田開発に乗り出す必要性が生じたとも考えられるが、樫山氏によれば、藩の政策自体が変化している。

氏は、二代忠宗の寛永一五年(一六三八)から万治年間(一六五八～六一)に至るまでを開発の第二期と捉えており、「第二期は、開発の進展による藩財政の一定の拡充が為された段階で、藩によって、強固な在地支配権と開発による知行高の増加を背景として、領主的支配を行使し得た給人の知行権の抑制と直接生産者の掌握が図られ、領内総検地、租税体系の確定、給人知行権の限定等の一連の政策が展開される時期」だとしており「この段階における新田開発政策は、藩政の重点が新田開発による藩財政の確立から、農民の直接的支配へ移行したことによって、藩の強制的野谷地付与による開発から、給人の申請に基づく野谷地付与による開発へと転換する」ことを指摘している。<sup>101</sup>

つまり、藩当局が重点的に取り組むべき政治課題が変化したことによって、新田開発政策の方針自体が従来とは違ったものとなり、給人たち自身の申請に基づく野谷地付与方式をもたらしたというのである。これまでも、

二代忠宗期の野谷地開発が最も活発に展開したこと、野谷地の給付を申請する者が非常に多くなってきたために慶安五年（一六五二）三月二十六日に野谷地の支給限度を初めて定め、二〇町歩までは出入司の権限で与え、それ以上は藩主の許可を要するようにしたことが指摘されており、<sup>102</sup>表4からも寛永検地後に荒地や野谷地の拝領を願い出る者たちが多かったことがわかる。

こうした事実から、藩の政策転換に乗って失った禄高の補填や回復を「自分開発」によって果たそうとする藩士たちの姿が想像され、藩による家臣救済策としての面を読み取れないことはないが、ここに至っても、前代同様に、拝領した野谷地を一定の開発期間内に開発できなければ「其村之百姓共二銀先次第二為起」るものとされ、藩に礼金を払って取得した「御買谷地」であっても開き残りの野谷地は召し上げとなり、逆に、開発予定高より多く開発した分についても藩に没収されてしまうのであった。<sup>103</sup>

「伊達御譜代」で「伊達三河殿」に知行一貫二〇〇文で仕えていた森田五郎兵衛は、三河の死後の寛永一五年（一六三八）に藩の直臣として召し出され、「本地三百文」に「野谷地」を併せる形で知行地を拝領しており、この「野谷地」を「切起」した分を「御知行高に可仕由」を仰せ付けられたという。ところが、「人少にて起兼」ね、漸く「七百八拾六文」を「切起」し、「本地御取合壹貫八拾六文」の知行高を獲得している。<sup>104</sup>

この事例は、給人の申請に基づいて野谷地を下賜された事例ではなく、召し出しに際して本地に野谷地を含めた土地を宛行い開発させたものであるが、野谷地の開発が相応の労働力を要し、小禄の藩士にとって負担が大きかったことは読み取れよう。家格一門登米伊達家を継いだ二代藩主伊達忠宗の五男式部宗倫は、四代藩主綱村期に拝領した野谷地五〇〇町を「普請等相極申候故」に「然と開発」できなかつたといひ、<sup>105</sup>禄高一万石を超えるような超大身給人であっても野谷地の開発は容易ではなかつたのであり、一般の、しかも小禄の藩士なら尚更であろう。

また、佐々木慶市氏によれば、ある家中は藩当局に対して「新田の義は、なおなお、物成五年三年中に罷り出で候筈にこれなく候事、右、いずれも御検地衆見聞に候、然る処に、定納の所、上げ置き申し候へば、たとい何ほど御加増御座候とても、かつてよく、行末義は兎も角、指当り身上迷惑申す事

に候」と述べ、荒野期間の延長を訴えているというが、<sup>106</sup>「行末義は兎も角、指当り身上迷惑申す事に候」という言葉は、まさに開発期間中の厳しさを物語っている。

先の一二家についても、寛永検地前後で禄高一〇貫文に満たない四家（④菊地家、⑥十二村家、⑩石辺家、⑬嶺家）については開発を行っておらず、同じく一〇貫文未満の②黒沢家や⑤塩松家・⑫横田家が新田開発を実施しているの、一概にはいえないが、荒地・野谷地の開発は、本当に彼らにとって望ましい選択であったのかどうか、皆がみな、新田開発を行い、そして、成功したのかどうかについても確認する必要がある。

そこで、寛文一〇年（一六七〇）の『侍帳』をもとに、この点について探ってみよう。『侍帳』には、知行取の家臣一人一人の名前と禄高が貫文高で記されており、その禄高に新田高が含まれている場合には、例えば「内、式貫六百八文新田」のように注記されている。この「新田」とは寛永一六年（一六三九）以後に開発された分のことであり、<sup>107</sup>この注記部分の記述を『御知行被下置御帳』により確認してみると、自家が開発した新田高を高結びされたような事例<sup>108</sup>ばかりではなく、野谷地を「自分開発」して得た新田高と勤役に励み「御加増」として藩から拝領した新田高の合計になっている家、<sup>109</sup>あるいは、勤役に励んだことにより藩から下賜された「御加増」としての「新田」のみによって構成されている家<sup>110</sup>などがみられる。

つまり、『侍帳』に記載されている新田高は、禄高に占める「新田」の割合を示しているに過ぎず、各藩士家が荒地・野谷地を開発した開発高を示しているわけでは必ずしもない。それに、『侍帳』に掲載されている者のうち『御知行被下置御帳』に載っていない家もあるので、全ての家について、その開発部分だけを明らかにするのは不可能である。

こうした史料の限界がみられるのはあるが、試みに、『侍帳』の注記部分を利用して、知行取の「平士以上」一六一八人と同じく「組士層」二三八人の合計一八五六人について、それぞれの禄高に含まれている新田高のみを整理し、貫文高を石高に直した上で、高の分布状況を表5にまとめてみた。

これを見ると、新田高には、上は数千石規模から下は三〇石未満まで幅があり、また、「平士以上」の四六・五%、「組士層」の実に六八・一%、そして、「士

分」（武士身分）全体の凡そ五〇％が、「新田」を保有していなかったことがわかる。したがって、仮に、『侍帳』の注記部分に記された「新田」が藩士たちそれぞれの家が開発した新田高だけを記していたとしても、知行取である士分の家の半数が新田開発を行っていないか、行っても開発の成果を禄高に結びつけるまでに至っておらず、成就していなかったことになる。前述したように、『侍帳』の注記部分は開発高だけを記しているわけではないので、新田開発を行っていない家の数はさらに多くなることになる。

もつとも、実際は開発を行っていても、国分家のように「不届」などを起こしてしまい寛文一〇年時点で開発地を召し上げられているような場合には、『侍帳』には載らないことになるので若干の齟齬が生じる可能性はあるが、いずれにしても、知行取であった武士身分のうち、藩から荒地や野谷地の給付を受け「自分開発」を行った家、新田開発によって自家の禄高を伸ばした家の数は、全体の半数を大きく越えるような数ではなかったものと判断できよう。したがって、前節冒頭④に挙げた通り、藩祖政宗治世下の仙台藩にあつて知行地の多くを失った家臣たちが荒地や野谷地の拝領を藩に願い出て新田開発を行ったことは確かであるものの、そうした家臣たちの数を過大に評価することはできない。

これまで、仙台藩における新田開発は知行地を与えられた給人たちが主体となつて行ったのであり、それが同藩の特徴だといわれてきた。<sup>11</sup> 確かに、数千石規模で開発した大身給人も存在しており、禄高三〇石に満たない者であつても、あるいは、切米扶持方取であつても野谷地を開発しているのではあるが、<sup>12</sup> 実際には、一七世紀後半の寛文一〇年時点で、知行取の武士身分の約半数の家々が自家の禄高に「新田」を持っていなかったのである。

では、「新田」を持つ家にとって、自家の禄高に占めるその割合はどれほどのものであつたのか、表6をもとに確認してみたい。新田高を持つ士分の家のなかで禄高に占める割合が一〇％未満という家が最も多く二・四％となつており、それ以外は数％で並んでいる。仙台藩が一七世紀前半の元和年間（一六一五～二四）までに家臣知行地を半分に分け、あるいは、三分の二を召し上げるようなことを複数回行っていることを考えれば、それぞれの藩士家にとって、失った知行地を補填するのに荒地や野谷地の開発がどれほ

表5 新田高の分布状況（寛文10年〈1670〉）

階層等 新田高	平士以上	平士以上全体 に占める割合	組士層	組士層全体 に占める割合	士分	士分全体に 占める割合
3000石以上	5	0.3%	0	0%	5	0.3%
2000石以上3000石未満	2	0.1%	0	0%	2	0.1%
1000石以上2000石未満	0	0%	0	0%	0	0%
900石以上1000石未満	3	0.2%	0	0%	3	0.2%
800石以上900石未満	0	0%	0	0%	0	0%
700石以上800石未満	2	0.1%	0	0%	2	0.1%
600石以上700石未満	3	0.2%	0	0%	3	0.2%
500石以上600石未満	6	0.4%	0	0%	6	0.3%
400石以上500石未満	3	0.2%	0	0%	3	0.2%
300石以上400石未満	12	0.7%	0	0%	12	0.6%
200石以上300石未満	19	1.2%	0	0%	19	1.0%
100石以上200石未満	60	3.7%	2	0.8%	62	3.3%
50石以上100石未満	123	7.6%	3	1.3%	126	6.8%
30石以上50石未満	121	7.5%	12	5.0%	133	7.2%
30石未満	507	31.3%	59	24.8%	566	30.5%
0石（「新田」未所有）	752	46.5%	162	68.1%	914	49.2%
合計	1618	100%	238	100%	1856	100%

※「寛文十年侍帳」より作成。なお、「士分」＝「平士以上」＋「組士層」である。

ど有効であったのか疑問である。

以上の分析を通していえることは、二代藩主忠宗期に藩の政策が転換され給人側の申請に基づく野谷地付与が実施されるようになり、多くの藩士たちが野谷地の給付を申請するようになって以降も、寛文一〇年の時点で「新田」を入手した家の数は知行取の武士身分（知行取の「平士以上」と「組士層」）全体の凡そ半分であり、天正～元和の時代に失った知行地の喪失分を新田開発によって補った家が多いとはいえないということである。もちろん、野谷地の給付を申請し開発を成功させることによって禄高を伸ばす可能性は開かれたわけであり、開発予定高以上の成果を上げた家もみられるのではあるが、<sup>113</sup>むしろ、二代藩主忠宗の頃より本格化する藩の官僚機構の整備を背景に、役職上の功績を上げることによって「御加増」を下賜される方が、一気にその禄高を伸ばせたのではないかと思われる。

忠宗期に「御知行七貫式百五拾三文」にて奉公を開始した佐野与兵衛は、「野谷地申請自分開発」を行い、その開発高一貫四一五文を高結びされているが、一方で、「御金山御役目」に励み、「御運上本判銀山銅山鉄共に御勘定無恙相極、古懸迄取納申候」という理由で「御加増」として「御知行六貫三百三拾式文」を拝領している。<sup>114</sup>すなわち、数年間はかかるであろう野谷地開発を行って得た「新田」の四倍以上の知行地を職務上の功績により藩から与えられた計算になる。

こうした姿は、第二節で紹介した西大条家にもみることができ、同家が、一七代西大条日向義綱の頃に五〇〇貫文から一一貫文にまでその禄高を削減されてしまったことは前述した通りである。その後、一八代日向義久の時に寛永検地による「二割出目」を拝領し禄高一三貫五〇〇文となり、野谷地を開発することで開発高四貫四四九文を上げ、合計一七貫九四九文（石高に換算して一七九石余り）となる。これを一九代孫大夫定賀が相続し、彼に二度目の野谷地開発を実施することによって延宝六年（一六七八）時点で二三貫八八一文、石高に直して二三八石余りまで禄高を伸ばしている。

定賀は寛文五年（一六六五）に小姓組に配属されて以降、小姓組頭・鷹匠頭・鷹匠申次・脇番頭兼近習・槍奉行・申次・小姓組番頭・出入司・大番頭兼評定役・旗奉行と藩の役職を歴任し、宝永年間（一七〇四～一一）には、

表6 禄高に占める新田高の割合（寛文10年〈1670〉）

階層 禄高に占める割合	平士以上	平士以上全体 に占める割合	組士層	組士層全体 に占める割合	士分	士分全体に 占める割合
100%	91	5.6%	30	12.6%	121	6.5%
90%以上100%未満	6	0.4%	13	5.5%	19	1.0%
80%以上90%未満	5	0.3%	0	0%	5	0.3%
70%以上80%未満	18	1.1%	2	0.8%	20	1.1%
60%以上70%未満	31	1.9%	2	0.8%	33	1.8%
50%以上60%未満	37	2.3%	8	3.4%	45	2.4%
40%以上50%未満	43	2.7%	1	0.4%	44	2.4%
30%以上40%未満	61	3.8%	3	1.3%	64	3.4%
20%以上30%未満	76	4.7%	2	0.8%	78	4.2%
10%以上20%未満	97	6.0%	1	0.4%	98	5.3%
10%未満	401	24.8%	14	5.9%	415	22.4%
0%（「新田」未所有）	752	46.5%	162	68.1%	914	49.2%
合計	1618	100%	238	100%	1856	100%

※「寛文十年侍帳」より作成。なお、「士分」＝「平士以上」＋「組士層」である。

藩の表の職制上、奉行衆の次に位置する若年寄にまで上り詰め、この間、元禄一六年（一七〇三）には居屋敷一軒・侍屋敷一軒・足軽屋敷一五軒および山林からなる在所を栗原郡八樟村に拝領している。そして、彼も、佐野与兵衛同様に職務上の功績によって数度の加増を受け、最終的には禄高を一〇〇〇石にまで増やしている。<sup>115</sup>つまり、西大条孫大夫定賀は、一八〇石弱で相続し野谷地の開発によって二四〇石弱まで漸く伸ばした自家の禄高を、藩の役職を上り詰めることによってさらに四倍以上に増やしたということになる。

仙台藩は、三代藩主綱宗治世下の万治二年（一六五九）頃に「新田御法度」を出し、野谷地の開発を行っていた給人たちに対して、当時、開発できていた分だけを検地して与え、未だ開発できていなかった野谷地は全て没収しており、<sup>116</sup>対給人規制を行っている。榎山氏によれば、同藩は、万治三年（一六六〇）にも、それまで郡奉行の裁断によって付与していた野谷地について、二〇町歩を越える場合には藩の許可を得るように野谷地付与の認可方法を変更しており、これは、給人の在地支配権の抑制と同じ時期に出されたものである。すなわち、藩は、給人の在地支配権の抑制を実施するとともに、農業生産力の上昇による農業経営基盤の安定を背景として、万治年間を境に一般農民による新田開発と蔵入地の増加という方向に政策を転換させ、開発の主導権を一般農民側に移行せしめたという。<sup>117</sup>

また、寛文年間（一六六一〜七三）に入ると、藩直営による大規模な新田開発が実施されるようになることがすでに指摘されており、<sup>118</sup>こうした藩の政策転換も踏まえるならば、藩士家それぞれが自家の禄高を伸ばす方法、生計を維持する方法を考えた時、もはや「自分開発」一辺倒の時代ではなく、藩の官僚機構に連なること、勤役に励むことが大きな意味を持つようになっていく。野谷地を下賜する知行宛行の形式が近世中期以降はほとんどみられなくなるというのも、<sup>119</sup>以上のような事情にもよるのではないだろうか。

ただし、藩の官僚機構が整備され機関中心の藩政運営がなされるようになる近世中・後期であっても、俗に「仙台藩治世三百年詰所以上番士中その六割非役而四割在役也」<sup>120</sup>といわれたように仙台藩の大番士たちの多くが無役であったことを考えれば、官僚機構に連なること自体が難しく、そして、勤

役の内容によっては却って困窮に陥る役職もあつたこと<sup>121</sup>も忘れてはならない。

## おわりに

一八世紀半ば、宝暦初年の頃、仙台藩六代藩主伊達宗村をして蔵米制への移行を不可能だと思わしめた「自分下中」による「手作」の広汎な広がりは、如何なる歴史的事情によってもたらされたものなのか。通説的理解では、天正一九年（一五九二）の国替えによって藩祖政宗が多く所領を失い、それが家臣知行地の削減に繋がり、膨大な数の家臣たちを抱える政宗は、彼らに対して減知の補填を行い、かつ、荒蕪地を多く含む新領地の開拓を押し進めるために荒れ地や野谷地を与え、これを家臣たちが自らの家中（陪臣）に下し与え耕作開発せしめたことから、かくも広汎な「下中手作」をみるに至ったとされている。本稿は、大筋ではこの流れを認めつつも、いくつかの点で通説に修正を加えている。

まず、従来の研究の最大の問題点として、直臣たちの禄高が削減されることになる歴史的事由を岩出山移封との関係でのみ説明してきた点であること指摘し、藩祖政宗期の仙台藩が国替え以降の文禄・慶長・元和のそれぞれの時代において藩士家の禄高削減に繋がる施策を次々に実施しており、特定の階層を対象とする「御知行」の一斉「召上」まで行っていたことを明らかにしてきた。

すなわち、文禄の朝鮮出兵の直後に起こった豊臣秀次事件によって伊達政宗とその家中が満五年近くに及ぶ「不断在京」を強いられ、その莫大な費用を賄うために国元に残る「惣侍」を対象とする知行や切米扶持方の半分あるいは三分の二などといった大幅な「借上」が、岩出山留守居屋代勘解由景頼のもとで断行されており、各々の藩士家にとっては天正の国替えの時と同じように自家の禄高を大きく減らす結果をもたらしている。

一方で、当時は未だ泰平の世までには間があり、減じた戦国大名らの遺臣が次の仕官先を求めて渡り歩いた時代であって、<sup>122</sup>政宗も天正一八年（一五九〇）の奥羽仕置で減んだ葛西・大崎氏の旧臣を受け入れただけでは

なく、伏見常在中にも諸国の浪人たちを新たに召し抱えている。彼は、慶長五年（一六〇〇）の関ヶ原合戦以後にも家臣団の拡充を図っているといい、その結果、北は葛西・天童から南は白川・岩城・蘆名の各氏に至るまで奥州の旧戦国大名の多くを自らの家臣として召し抱えることとなり、<sup>123</sup>彼のこうした姿勢がほかに類をみないような巨大な家臣団を作り上げることになったわけである。

つまり、岩出山への転封によって多くの所領を失っていたにもかかわらず、人材の確保に余念がなかった政宗であったが、結局は、膨大な数の家臣たちを維持するための経費に頭を悩ませるようになってしまった。それが本稿で論じた扶持方問題である。関ヶ原合戦を前に政宗は徳川家康からいわゆる一〇〇万石のお墨付きを与えられるも、戦後の論功行賞で得たのは政宗が実力で上杉氏から奪い取った刈田郡のみであり、<sup>124</sup>新たに雇い入れた浪人たちも含め、膨れ上がった巨大な家臣団をどう維持していくのかが必然的に問題となつてこよう。この扶持方問題を解決するために政宗自身が案出した方法こそ、本来の禄高を超える荒れ地を含む土地を与え、それを藩士たち自身に開発させるという方法であった。そして、彼のこの案をもとに領内各地にみられた荒れ地を調査したのが慶長一〇年（一六〇五）一月二〇日に始まる慶長検地であり、この検地結果を踏まえて慶長一三年には「御家中知行割」が開始されている。

政宗は、本稿が慶長一三年に比定した「茂庭石見守綱元宛消息」のなかで、「毎月無限（扶持方）ふちかた共相ひけ候間、八木とも無制限入候、此中ハ料足にてとらせ候へ共、おひた、しく候間、先度如申候、当所務より知行にて可下置候」や「内々にて可下置知行、三ヶ一か半分もあれ地をそへ候へく候間」云々と述べており、扶持方や切米の支出が多すぎること、したがって、扶持方・切米に換えて知行を与えること、与える際には、「三ヶ一か半分もあれ地をそへ」で渡すことを命じている。これが、彼の本心であり、荒れ地を含んだ知行割りには、自家の家臣団を維持するための財政的負担に苦慮した藩主政宗が、「月（際限）にさいけんなきふちかたを、のがれ」るための策として、「ふちかた」に換えて「あれ地」を含んだ「知行」を家臣たちに与え、「地かたをもおこさせ」ようとしたところから始まっている。

つまり、慶長一〇～一三年時点での政宗が荒れ地を含んだ知行宛行を行なおうとした理由は、あくまで扶持方問題を解決するためであり、「茂庭石見守綱元宛消息」からはその政策的意図をはっきりと読み取ることができるのであるが、政宗はその消息のなかで「此書火中可仕候」と述べ、茂庭綱元に自らの書状を焼き捨てるよう申し添えている。綱元から奉行衆や算用衆へ、そして、伊達家中へと知行割りの件を伝えるにあたって、一体どのような説明がなされたのか。本来の目的を伏せ、都合の良いように説明がなされたのではないかと勘ぐってしまう一文であり、伊達政宗という人物のしたたかさをみたような気もする。

こうして始まった荒れ地や野谷地の付与政策は、その後、元和偃武が訪れ、政宗が農政に力を入れるようになる元和年間（一六一五～二四）以降、扶持方問題の解決策としてだけではなく、領内各地の開発促進策としての意味を持つようになる。野谷地の下賜は元和四年に実施された政宗の領内巡見の後から本格化していき、大身の藩士家を中心に大規模な開発が各地で行われている。

一方で、元和検地が開始され、同検地に絡んで自家の禄高を削減されたと言語る藩士家の由緒書も散見される。元和検地は田地一反あたりの貫高が従来の検地よりも高く設定され、百姓にとつて厳しい内容であったことがわかるが、それは藩士家にとつても同じであった。検地によって「減目」が生じたにもかかわらず藩からは「替地」も一切与えられなかった家、替地を与えられたものの元の知行地から遠く離れた郡の野谷地を与えられた家、あるいは、検地に対する百姓たちからの訴訟をきっかけに検地のやり直しが行なわれ禄高を減らされてしまった家などがみられ、元和検地が藩士たちにとつても厳しいものであったことがわかる。

さらには、山形藩最上家が改易処分を受け、仙台藩に山形藩領の諸城受け取りが命ぜられた元和八年（一六二二）には、「拾貫文より下之衆」全員を対象に彼らの「御知行」の三分の二を召し上げようなことをまで行っており、これに対する異議申し立てをする藩士たちの姿も確認することができる。

このように、厳しい検地や特定の階層を対象とする禄高の一斉削減まで行っておきながら、藩祖政宗期の荒れ地や野谷地の下賜は全ての藩士家に対

象に行なわれたものではなく、また、荒地でないし野谷地を与えられた藩士とその家中にとつても現実は想像以上に厳しいものであったのではないかと思われる。彼らは開発期間が満了するまでに成果を上げねばならず、結局、政宗の黒印状に明記された貫文高まで開発できずに終わった者も存在している。

その後、二代藩主忠宗の頃に野谷地付与のあり方に変化がみられ、この藩の政策転換もあって荒地や野谷地の拝領を願い出る者が多くなつていき、大身の藩士ばかりではなく中・下級藩士たちも新田開発を積極的に行うようになる。そして、こうした流れのなかで門閥層における「自分下中」の増加や彼ら陪臣たちによる「手作」が広がっていき、六代藩主宗村の頃までには「諸士古来之家柄之者ハ、自分下中沢山ニ有之、皆以手作仕居候」という状態が出来上がっていったのであろう。

ただし、一七世紀後半の寛文一〇年(一六七〇)時点です分(武士身分)、「平士以上」+「組士層」(全体の約五五%が切米扶持方取(俸禄取)であり、知行取の士分の家であっても「新田」を保有していたのは全体の五〇・八%であった。つまり、仙台藩の武士身分全体で考えれば、新田開発を行わなかった家や開発は行ったが成果を上げることができなかった家も多かったのであり、「自分開発」を以て知行地の喪失分を補うことができた家、それによって救われた家が多いとはいえないということもまた事実である。

以上、藩祖政宗期を中心に仙台藩政初期の様子についてみてきた。伊達政宗が扶持方問題の解決策を案出し藩財政の破綻を回避する策を講じたお陰で結果的に巨大な家臣団が維持されたのだという理解に立てば、家臣の存在を無視し藩の利益だけを追求した政策を行ったと彼を断罪するわけにもいえないが、そもそも、何故、扶持方問題が惹起してしまったのかと問えば、それは「御禄高に御不相応」なほど膨大な数の家臣がいたからであり、政宗自身が譜代の家臣だけではなく他家の浪人たちを多く受け入れ過ぎたことに起因しているのとみて大過ないのではないだろうか。浪人たちからすれば大名家の一員としての新たな仕官先を与えられたわけであるから、ある意味で救われたともいえるが、政宗期の仙台藩が次々に断行した禄高削減の様子をみていると、雇われた後の苦勞の方にも目が行ってしまうのは筆者だけであろうか。

伊達政宗という人物が仙台藩の礎を築いたことは間違いないが、彼の功績の裏には、幾度となく自家の禄高を削られ、それでも何とか生き抜いた藩士たちが大勢いたことにも眼を向けたと思う。

## 注

- 48 『仙台藩家臣録』四一八〜九頁(新妻家)。  
 49 『仙台藩家臣録』三一八頁(上遠野家)。  
 50 『仙台藩家臣録』一三五〇頁(黒沢家)。  
 51 『伊達家文書』二七七六(三二六〜三二七頁)、『仙台藩家臣録』二一八九頁(山岡家)。  
 52 『仙台藩家臣録』四一七六頁(大童家)。  
 53 『仙台藩家臣録』二二〇九頁(富田家)、同四一七六〜一七七頁(石井家)、同一一六七〜一六八頁(松坂家)など。  
 54 荒地と野谷地の両方を与えた伊達政宗領知黒印状として、元和九年(一六二二)二月一六日付、寛永元年(一六二四)三月一六日付、同八年六月一日付(『伊達家文書』二一八四(四六六頁)、同二一八五六(四七四〜四七五頁)、同二一九二六(六一六頁))を、野谷地を与えた政宗の黒印状として、元和二年十月二七日付、同四年七月一〇日付、同六年一〇月二日付、寛永元年一月一日付、同二年四月二日付、同三年一月二六日付、同六年一月一日付、同九年二月二〇日付、同十三年三月二六日付(『伊達家文書』二一八一九(四〇四〜四〇七頁)、同二一八二〇(四〇七〜四〇八頁)、同二一八二六(四一三頁)、同二一八五七(四七五頁)、同二一八六〇(四七七頁)、同二一八六五(四八一〜四八二頁)、同二一九一八(五八二〜五八五頁)、同二一九三七(六三七頁)、同二一九七三(六八〇頁))を挙げる。谷地奉行については、『伊達家文書』二一九三四(六二九頁)より。  
 55 檜山前掲『藩制確立期の新田開発』一六頁。  
 56 『伊達家文書』二一八四八(四六六頁)。  
 57 『仙台藩家臣録』二一五四頁(広田家)。  
 58 『仙台藩家臣録』二二六五〜二六六頁(熊谷家)、同三一〇一〜一〇二頁(橋本家)、同四一九四頁(柴田家)。  
 59 『御知行御定書』(『仙台市史資料編4』(二〇〇〇年)七五頁、『四冊留』(『宮城県史復刻版31』ぎょうせい、一九八七年)一九九頁、『藩臣須知』(『宮城県史32』、一九七〇年)三八頁)また、『伊達家文書』五一九三二(九〇〜九一頁)も参照。  
 60 以上、『伊達家文書』二一八一九(四〇四〜四〇七頁)、『仙台藩家臣録』五一二四〜一二五頁(男沢家)。  
 61 以上、『伊達家文書』二一八一九(四〇四〜四〇七頁)、『仙台藩家臣録』四一三四頁(斎藤家)。なお、知行取に荒地と野谷地を下賜した事例として、『上郡山内匠頭』に「永荒野谷地合三拾八町」を与えた伊達政宗領地黒印状もある(『伊達家文書』二一八五六(四七四〜四七五頁)、『上郡山内匠頭』については『仙台藩家臣録』一一五一頁(上郡山家)および『伊達世家譜』巻七一八六頁(上郡山家)も参照)。  
 62 小林前掲『東北大名の成立』一四二〜一四九(注9)頁。

- 63 『仙台藩家臣録』四一八五～八六頁（薄木家）、同五一一五〇頁（国分家）。
- 64 『仙台藩家臣録』二一三四五頁（鈴木家）、同一一六七～一六八頁（松坂家）、同四一八五～一八六頁（薄木家）。
- 65 伊場野外記は政宗期の寛永六年（二六二九）以前に「御買新田御用」を仰せ付けられたという（『仙台藩家臣録』二一八六頁（伊場野家））。
- 66 以上、『仙台藩家臣録』二一三四五頁（鈴木家）、同一一六七～一六八頁（松坂家）、同一一三三三頁（松坂家）、同一一八六～一八七頁（畑中家）などより。
- 67 野谷地の開発は、二代藩主忠宗の時代（寛永一三年（一六三六）五月二六日～万治元年（二六五八）七月二日）にもっとも活発に展開するところとなり、野谷地の給付を申請する者が非常に多くなったため、慶安五年（一六五〇）三月二六日には、野谷地の支給限度を定めるに至っている（佐々木前掲『第九章第一節 新田開発』四八九頁）。
- 68 『仙台藩家臣録』一八六～一八七頁（畑中家）。
- 69 以上、元和検地の概略については、菅野前掲『第三章第四節 領内の整備』一七二～一七三頁を参照。
- 70 『仙台藩家臣録』一七一頁（荒井家）、同一二八八頁（桑原家）、同一一三〇三頁（猪狩家）。
- 71 『仙台藩家臣録』一三三九～三三〇頁（武山家）、同一二七～二七二頁（中村家）、同一一七頁（但木家）など。
- 72 以上、『仙台藩家臣録』三一八頁（上遠野家）、同一一九～二〇頁（片倉家）、同一三二頁（入生田家）、『伊達世臣家譜』卷一三五頁（入生田家）より。
- 73 以下、『伊達治家記録（貞山）』元和四年八月二九日条（三三四四頁）、平重道「解説」（『伊達治家記録三』）三三二頁より。
- 74 平重道「注解二」（『伊達治家記録三』）三七六頁。
- 75 「風軒大有康甫宛書状案」（『仙台市史資料編12（伊達政宗文書3）』）二〇〇五年（七〇頁）。
- 76 以上、『伊達世臣家譜』卷一四三頁（石母田家）、同四一八九～九二頁（茂庭家）、同六一二五頁（奥山家）、同六一二七頁（奥山家）、同六一二四頁（大条家）、「検地奉行衆宛黒印状」（『仙台市史資料編12（伊達政宗文書3）』）七一～七二頁より。この「検地奉行衆宛黒印状」は元和四年八月二八日に発給された黒印状の写であり、「須江六右衛門」が所持していたものであるが、桑原家の由緒書の記述から、黒印状の原本を渡された「検地奉行衆」の一人が「桑原覚左衛門」という人物であったことがわかる。また、須江六右衛門は、元和五年に「預検地事」つた人物である（『伊達世臣家譜』卷一一三三頁（須江家））ので、前年に発給された桑原覚左衛門宛の黒印状を自ら写し取ったか、写を与えられたものと考えられる。
- なお、桑原家の先祖覚左衛門（盛）は「美濃浪人」でいたところを「慶長三年之比」に召し抱えられたといひ、慶長六年の「仙台御本丸御取立之刻」には「御石垣奉行」を務めている（『仙台藩家臣録』二一八八頁（桑原家）、『伊達世臣家譜』卷一四一～一三八～一三九頁（桑原家））。ここにも伊達政宗が伏見滞在中に召し抱えた他国浪人の姿をみることができ、美濃出身ということもあつて、桑原盛は、当時、石垣など最新の築城技術が施されていた織豊系城郭（太田秀春「朝鮮出兵と奥羽の城郭」〈高橋充編『東北近世の胎動』吉川弘文館、二〇一六年〕三八～三九頁参照）を熟知していたのではないかと推察され、が故に「御石垣奉行」を拝命したのであろう。その彼が、今度は、元和検地の責任者の一人に抜擢されたというわけである。

- また、基本的な情報として、元和検地の際には松坂次郎右衛門が「御検地御牒仕立申御用」を仰せ付けられたこともわかる（『仙台藩家臣録』一六八頁（松坂家））。
- 77 なお、『仙台市史 年表・索引（年表）』では、「この頃（元和四年）筆者注」仙台藩領内で検地が行われる（元和検地）」としている（二七頁）。
- 78 『仙台藩家臣録』二一三二頁（入生田家）、同一一八八頁（桑原家）、同一一三〇三頁（猪狩家）、同一一八頁（上遠野家）、同一一九～二〇頁（片倉家）、同四一九六頁（石辺家）。特に断らない限り以下の記述もこれらの由緒書より。
- 79 『仙台藩家臣録』一三三四～三五五頁（宮崎家）。なお、寛永四年五月二四日には家臣の知行割基準を定めた政宗の黒印状が出されており、元和検地の結果を受けて出されたものではないかとされてきたが（菅野前掲『第三章第四節 領内の整備』一七三頁）、宮崎家の由緒書によれば、その評価は正しいと思われる。
- 80 佐々木慶市「第四章第三節 寛永検地」（『宮城県史復刻版2』）一八四頁。
- 81 佐々木慶市「第四章第二節 政宗検地」（『宮城県史復刻版2』）一八二頁、菅野前掲『第三章第四節 領内の整備』一七三頁。
- 82 大塚徳郎編『仙台藩重臣石母田家文書 史料編』（刀水書房、一九八一年）二四頁。なお、佐々木慶市「第五章第一節 初期の年貢・諸役」（『宮城県史復刻版2』）二二一～二二三頁を参照。
- 83 『伊達治家記録（貞山）』元和四年四月一八日条（三三四五頁）。なお、佐々木慶市氏によれば、「政宗の民情視察のための領内巡視はおそらくこの時が最初であった」といひ、「こののち、政宗の農政はにわかに積極的になつた」という（佐々木「第七章第一節 政宗の政治」〈『宮城県史復刻版2』〉三三八～三三九頁）。
- 84 『仙台藩重臣石母田家文書 史料編』七～八頁。
- 85 佐々木前掲『第七章第一節 政宗の政治』三三八頁。
- 86 『仙台藩家臣録』一三二〇頁（片倉家）、『片倉代々記』寛永五年八月二〇日条（一六二頁）、『片倉小十郎重綱宛黒印状』（『仙台市史資料編13（伊達政宗文書4）』）二〇〇七年（四五頁）。
- 87 以下、『仙台藩家臣録』五一一六四～一六五頁（嶺家）、同四一三三九～二四〇頁（横田家）より。
- 88 渡辺信夫「第二章 仙台藩の成立」（大藤修編『渡辺信夫歴史論集1 近世東北地域史の研究』清文堂出版、二〇〇二年）五八頁。
- 89 拙稿「仙台藩の武士身分に関する基礎的研究」（『宮城教育大学研究紀要』五一、二〇一七年）七頁の表3と表4。なお、仙台藩では「平士以上」および「組士層」に属する家臣たちを武士身分扱いしている。「平士以上」・「組士層」といった区分についての詳細は拙稿をご覧ください。
- 90 鎌田前掲『第二章第二節 仙台藩における相統制度』一六九～一八三頁。
- 91 以上、『伊達治家記録（貞山）』元和八年八月二日・九月五日条（三三四二～三三三・四三三～四三七頁）、『伊達世臣家譜』卷一一三六頁（大条家）より。
- 92 寛永五年一月、政宗は幕臣の中山勘解由守に宛てて一通の書状を出している。これは、中山照守から仙台藩の奉行石母田大膳宗頼の許に書状が届き、水戸徳川家の浪人山本忠兵衛を伊達家で召し抱えて欲しいとの依頼があつたことに対する政宗の返書である。そのなかで彼は「然者、内々御物語候牢人之義、御書中を通、一々合点申候、直々も如申候、譜代之者、其外此以前今拘申候牢人共、数多有之に付而、于今無足二居申

候者、多御座候、明知行無之候而、致迷惑候、併貴殿承義二候間、如何様之体二ても、  
 拘可申候、跡も仙台へ可有御下候」と述べ、寛永五年の時点で多くの譜代家臣と浪人  
 たちを抱えてしまっており、無足のままになってしまっている者も多く、空いている知  
 行地がなくて迷惑していると言っているが、結局は山本忠兵衛の召し抱えを承諾してい  
 る。山本忠兵衛は実際に仙台藩士として召し出されており、「御切米三十兩御扶持方廿  
 八人分并三馬一匹分ノ喰料」を与えられている(以上、「中山勘解由照守宛書状」(『仙  
 台市史資料編13』六五頁)、『伊達治家記録(貞山)』寛永五年一月二日条(三一六一頁)・  
 六二〇頁)、『仙台藩重臣石母田家文書 史料編』一三五・一三六頁、「水戸様系譜」(『徳  
 川諸家系譜 第二統群書類従完成会、一九八二年』二四九頁)、「丹治氏 中山」(『新  
 訂寛政重修諸家譜第十一統群書類従完成会、一九六五年』八七・八八頁)、『伊達世臣家  
 譜』巻二一四三・四四頁(石母田家)、『仙台藩家臣録』二一五三頁(山本家)より)。  
 拙稿「藩祖政宗期の仙台藩政に関する一考察(上)」(『宮城教育大学紀要』  
 五四、二〇二〇年)の注20と22を参照のこと。

94 このほか、寛永元年(一六二四)三月一六日付上郡山内匠頭宛の政宗領黒印状に  
 は「永荒・「野谷地」と、同八年六月一日付で大童勝右衛門尉ほか二名に宛てて出  
 された政宗領黒印状にも「永荒・「谷地」という表現がみられ(『伊達家文書』二一  
 八五六・九二六(四七四)・四七五・六一六頁)」、荒地と野谷地を区別している。

95 前掲拙稿「仙台藩の武士身分に関する基礎的研究」六頁。  
 『仙台藩家臣録』三二七・八頁(菅野家)、『伊達家文書』四一八六七(五六一)・五六二頁、  
 同五二二(四四四)・四六三頁)。

97 二代忠宗期の事例として橋本家(『仙台藩家臣録』三一〇一・一〇二頁)や内ヶ崎家(同  
 四一・二四六・二四七頁)の例を、三代綱宗期の事例として内ヶ崎家(同五二二五・二六頁)  
 の例を挙げることができる。

また、四代藩主綱村の幼少期にあたる「寛文元年奥山大炊御用相足被申候節」には「御  
 割屋奉行衆」から「御触」が廻され「惣侍衆中御知行へ持添之御切米御扶持方之在之者」を  
 対象とする切米扶持方の知行地化が行われており、翌年に「於御蔵にて」寛文元年十一  
 月十六日「の日付の御黒印」が出されたとい(以上、『仙台藩家臣録』三三三頁(和田家)、  
 同三一四三・四四頁(中津川家)、同三一〇四・一〇五頁(大窪家)、四一七九頁(小  
 野家)、四二二八八・二八九頁(貝山家)、同五一六七頁(氏家家)、彼ら「持添之御切  
 米御扶持方之在之者」に宛てたものかどうかは分からないもの、実際に同日付の伊達綱村  
 領黒印状と知行目録が現存している(『伊達家文書』四一八三二・一八三三(四二六  
 ・四三三頁))。

寛文二・三年にも同様の施策が講じられており(『仙台藩家臣録』四一九四・  
 一九五頁(西方家)、同二二四九頁(栗野)など)、具体的な様子がわかる事例として  
 安藤家を挙げることができる。すなわち、安藤家では弥左衛門の時代に志田郡堤根村と  
 桃生郡釜谷浜に計二貫九文の知行地を宛行われており、さらに「持添」の俸禄として「御  
 切米式両四人御扶持方」を拝領していた。その後、弥左衛門の子である金三郎が、寛文  
 二年「御知行御切米御扶持方持添申候衆之分御知行に被直下候節」に「持添」の俸禄で  
 ある「御切米式両四人御扶持方」を「式貫九百四拾三文」の「御知行」に直され、もとの  
 知行地と合わせた合計「五貫四拾式文」の土地を宛行う「御黒印」を藩から頂戴している。  
 『伊達家文書』には、この時に与えられた伊達綱村領黒印状の原本が収められており、  
 「安藤弥左衛門御欠所之節被召上」という同文書によれば、安藤家に与えられた新た

な知行地は元々の知行地がある郡とは別の郡である「元良郡」の「哥津村」にあったこと  
 がわかる(以上、『仙台藩家臣録』四一・二三八頁(安藤家)、『伊達家文書』四一八三三  
 (四三三)・四三三頁)。菊地家も「持添之御切米御扶持方」を知行地化される際に従来  
 の知行地(名取郡の「杉ヶ袋村」・「下増田村」と宮城郡の「国分之内竿沢村」)とは全  
 く別の遠く離れた郡に新たな知行地が与えられており(『仙台藩家臣録』四一・二四二  
 二四三頁(菊地家))、奇しくもそれは安藤家と同じ本吉郡の「哥津村」であった。

ここで、当時の様子を見るに、仙台藩は万治三年(一六六〇)二月に幕府から「小  
 石川御堀普請御手伝」を命ぜられ、同年五月より堀普請を開始しているが、金一分判  
 十六万三千八百六切をかけたこの大工事が竣工したのが寛文元年三月のことであり、先  
 の政策が実施されたのは、その数ヶ月後からということになる。また、当該史料中にその  
 名が現れている「奥山大炊」・「奥山大学」とは藩の財政難を克服するための政策を行っ  
 たことで知られている奥山常辰のことであり、「持添之御切米御扶持方」の一斉知行地  
 化が彼の奉行在任中に行われたこともわかる。加えて、寛文三年五月には、幼君亀千代  
 の後見人を務めていた伊達兵部宗勝と田村右京宗良から一門以下の重臣に対して、伊達  
 家財政難を理由に総家中に五年間の「拾分一之加役」を課す案が諮問されたとい、一  
 門の伊達左兵衛・伊達弾正・伊達安芸が連署しこれに反対し、小姓頭里見十左衛門らも  
 強く反対している(以上、『伊達治家記録(雄山)』万治三年二月一日条(五一六三三)・  
 六三四頁)、『伊達世臣家譜』巻六一・二七・二八頁(奥山家)、大槻文彦『伊達騒動実  
 録』上(名著出版、一九七〇年)二六四・二八一頁、佐々木慶市「第七章第四節 寛文  
 事件」(『宮城県史復刻版2』)三七六・三七九頁)。

つまり、寛文初年当時、財政難に陥っていた仙台藩は、寛文元・三年(一六六一・  
 六三)にかけて「惣御下中衆御知行へ取添候御切米御扶持方之御知行に直可被下由御  
 触」を出し、知行と俸禄の両方を拝領する者たち全員から俸禄を取り上げ、その代わり  
 彼らに知行地を与えたのである。これが藩財政の再建に資する策として採られたもので  
 あったのかどうか判断としないものの、藩財政逼迫の最中に俸禄の収公と代替知行地の  
 下賜が行われた点は、政宗期のやり方に酷似している。ただし、安藤家の例によれば、  
 政宗期の頃のように荒地や野谷地を加えたかさ増しした土地を与えられたわけではな  
 く、切米・扶持高に相当する高の土地を与えられている。

なお、寛文四年(一六六四)には在郷屋敷の面積規定が出されており(『仙台藩家臣録』  
 式目(『仙台市史資料編』四二二・二二頁))、これは、前年までの「持添之御切米御  
 扶持方」の知行地化を背景に、在郷屋敷の所有者ないし所有希望者が増加したことに伴  
 う措置であったのかもしれないが、詳細は不明である。

- 98 榎山前掲「藩制確立期の新田開発」一五・一六三四頁。
- 99 『伊達世臣家譜』巻七・一八五頁(国分家)。
- 100 齋藤前掲「第五章第一節 村の確定と新田開発」二三八・二三九頁。
- 101 榎山前掲「藩制確立期の新田開発」一八・二四三四・三六頁。
- 102 佐々木前掲「第九章第一節 新田開発」四八九頁。
- 103 榎山前掲「藩制確立期の新田開発」二二頁。
- 104 『仙台藩家臣録』四二二(二二六三頁(森家))。
- 105 『仙台藩家臣録』一一・一・二三頁(伊達家)、『伊達世臣家譜』巻一・一五・一六頁(伊  
 達家)。
- 106 佐々木前掲「第九章第一節 新田開発」四八九頁。

- 107 齋藤前掲「第五章第一節 村の確定と新田開発」二三九頁。  
 108 『侍帳』にある禄高九貫四三三文の「遠藤三郎右衛門」の家。『仙台藩家臣録』四一五〇～五一頁（遠藤家）により確認。  
 109 『侍帳』にある禄高一五貫文の「佐野与兵衛」の家。『仙台藩家臣録』三二二六頁（佐野家）により確認。  
 110 『侍帳』にある禄高三〇貫文の「樋口勘右衛門」の家。『仙台藩家臣録』二一四四五～一四七頁（樋口家）により確認。  
 111 以上、齋藤前掲「第五章第一節 村の確定と新田開発」二三四頁、佐々木前掲「第九章第一節 新田開発」四八八頁より。  
 112 『仙台藩家臣録』五二一三六～三七頁（安久津家）、同五二一六一～一六二頁（内馬場家）、同五二一八一～一八二頁（遠藤家）より。また、藩祖政宗期の元和七年（一六二二）春に「御歩小性」に召し出され「御切米本代七百五拾文四人御扶持方」にて奉公を開始した「緒方清兵衛」は、後に組頭役を務め「御切米段々御加恩」を受け「高式両沓分と銀九匁七分八厘四人御扶持方」を拝領する切米扶持方取（俸禄取）であったが、二代藩主忠宗期の正保二年（一六四五）六月一日に「久荒之地」を申請し、その「起高沓貫三百四拾九文之所」を慶安三年（一六五〇）四月二五日に拝領し知行取になっている。その後、慶安五年（一六五二）六月六日に「野谷地」を申請し、開発高「五貫六百四拾六文之所」を明暦四年（一六五八）一月一日に拝領しており、自家の禄高を「高六貫九百九拾五文」に伸ばしている（『仙台藩家臣録』四一八三～四四頁（緒方家））。ここから、寛永検地時点で切米扶持方取だった者であっても、検地後に「久荒之地」を申請することができ、その開発を行なうことよって知行取となった者もいたことがわかる。  
 113 『伊達家文書』五二二四四（四七二～四七六頁）。  
 114 『仙台藩家臣録』三二二六頁（佐野家）。  
 115 『仙台藩家臣録』二二一三三六～二三八頁（西大条家）、『伊達世臣家譜』巻八七頁（西大条家）、『要害所在所拝領改牒』（宮城県図書館所蔵（KM 28、ヨ3））。  
 116 『伊達家文書』五二二四四（四七七～四八〇頁）、『仙台藩家臣録』一四〇～四一頁（瀬上家）、同二九二～九四頁（津田家）、同二二五～二五五頁（中村家）、同二二八七～二八八頁（上田家）、同二二九〇～二九二頁（馬籠家）、同二二九三～二九四頁（内馬場家）、同二二九三～二九四頁（桑折家）、榎山前掲「藩制確立期の新田開発」二三頁より。なお、二代藩主忠宗期にも「惣新田御法度」が出され、未開発であった「久荒地」を没収されたとする証言もある（『仙台藩家臣録』三一六三～一六四頁（内馬場家））。

- 117 榎山前掲「藩制確立期の新田開発」二三～二四・三五頁。  
 118 佐々木前掲「第九章第一節 新田開発」四九〇～四九一頁。  
 119 佐々木前掲「第四章第四節 土地領有形態」二〇八頁。  
 120 井上野林「赤井横丁大番組の意地」（『仙台郷土研究』一〇一五、一九四〇年）一五頁。  
 121 J・F・モリス『近世武士の「公」と「私』』（清文堂出版、二〇〇九年）一五五～一六〇頁。  
 122 関ヶ原合戦が起こった慶長五年（一六〇〇）から三代將軍家光期の慶安三年（一六五〇）に至る半世紀の間に大名家の滅亡や改易によって生じた牢人の総数は四一万人以上にも上るといわれるが、譜代大名の創出・拡大期にあたる寛永年間（一六二四～四四）まではたとえ牢人しても次の仕官先を得る機会が多かったといわれている（尾藤正英『日本の歴史19 元禄時代』（小学館、一九七五年）四八～四九頁、福田千鶴『御家騒動』（中  
 123 央公論新社、二〇〇五年）一七一頁）。  
 124 小林前掲「伊達政宗の研究」二六〇～二六一頁。  
 渡辺信夫「第一章第三節 仙台領の確定」（『仙台市史通史編3』（五四～六〇頁））  
 「付記」本研究はJSPS 科研費 J19K00992の助成を受けたものです。  
 「謝辞」貴重な史料の閲覧・撮影に関して仙台市博物館から御高配を賜りました。末筆ながら御礼申し上げます。